

18歳選挙権について考える

土 倉 莞 爾

目 次

はじめに

1. 前 提
2. 若者の政治参加
3. 投票率の低下について
4. 政治的社会化と政治参加
5. 政治不信とカウンター・デモクラシー

おわりに

はじめに

来年、2016年夏の参議院選挙から、18、19歳の若者が新たな有権者として一票を投じることになった。2015年6月17日の参議院本会議で、選挙権年齢を現在の「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げる改正公職選挙法が全会一致で可決、成立した。参政権の拡大は、1945年に20歳以上の男女と決まって以来70年ぶりで、民主主義の根幹である重要な原則が変わることになった。改正公職選挙法は、自民、民主、維新、公明、次世代、生活の党と山本太郎となかまたちの与野党六党が、2015年3月に共同提出した。法案提出者の一人である船田元・自民党憲法改正推進本部長は「将来の日本を担う若者の意見が反映できる。民主主義の進展に大いに貢献する」と語った。また、公明党の北側一雄副代表は「若者の声を政治に反映できる仕組みを作る」と説明した。2014年6月に国民投票法が改正され、憲法改正の是非を問う国民投票の投票権年齢が18歳以上に引き下げられた。その付帯決議で、選挙権年齢の引き下げも、「二年以内を目途に、法制上の措置」を取ると記された。これを受け、超党派の「選挙権年齢に関するプロジェクトチーム (PT)」が発足、今回の法案提出に至った。共

産、社民両党はPTには参加しなかったが、法案には賛成した。菅義偉官房長官は、2015年6月17日午前の記者会見で、「民法も含め、(年齢の引き下げについて)さまざまな検討をすることは生じて来るだろう」と述べた。新たに有権者となるのは18、19歳の計240万人で、全有権者数の約2%になる。宮城県や新潟県の人口を上回る若者が投票権を得ることになる。衆院選や参院選のほか、地方自治体の首長選や議会選、最高裁判所裁判官の国民審査などにも適用される。18、19歳の選挙運動も認められる。買収など連座制の対象となる重大な選挙違反をした場合、原則として成人と同様に刑事裁判の対象となる。一年間の周知期間の後に施行される。来年改選を迎える参院議員の任期は2016年7月25日までである。その時期に行なわれる参院選から適用される見通しで、高校生を含む投票日に18歳以上になる有権者が投票できる。国立国会図書館の調査では、世界の約190カ国・地域のうち、約9割で「18歳以上」の選挙権年齢を採用しており、世界的な潮流となっている。一方、改正法の付則には、民法の成人年齢や、少年法の適用年齢について「検討を加え、必要な法制上の措置を講ずる」と盛り込んでおり¹⁾、政府・与党は議論を本格化させることになっている(『朝日新聞』2015年6月17(夕刊)、18日)。

日本の民主主義の質を高めるために、より多くの若者が政治に興味を持ち、主体的に参加する。そのために、政府や政党、自治体、学校などが連携することが必要である。選挙権年齢を18歳以上にする改正公職選挙法が成立した。世界では、18歳以上の選挙権が圧倒的に主流である²⁾。全有権者の2%とはいえ、高校生らが選挙に参加することは、社会に重要な変化を及ぼす可能性がある。ただ、若い有権者を増やすだけで政治が変わるわけではない。さきに行なわれた統一地方選挙で顕著だった低投票率や、議員のなり手不足といった政治の停滞は、もはや見過ごせないレベルにある。選挙権を拡大しても、投票に行かない有権者を増やすだけに終わっては意味がない(『朝日新聞』2015・6・18)。以上は、『朝日新聞』社説の一部を引用したものであるが、ここには、「18歳選挙権について考える」という問題のスタートラインが如実に示されていると思われる。

18歳選挙権について考える

聖路加国際病院名誉院長の日野原重明は次のように述べた。開会中の国会に、公職選挙法の改正案が提出されている。その中で、選挙権がこれまでの20歳以上から18歳以上に引き下げられようとしている。改正案は6月中に成立するのではないとも言われ、もし成立すれば、来年夏の参議院選挙から18歳と19歳の若者が投票できるようになる。世界各国の選挙権年齢を調べてみると、多くの国が18歳以上となっている。韓国は19歳以上である。日野原は以前から選挙権年齢の引き下げを支持して来た。彼は「選挙権を早くから持てば、社会に積極的にかかわる意識が育まれると」考えている(日野原, 2015)。

日野原は「私は18歳で選挙権を手にする日本の若者全員に一票という権利を行使してほしいのです」と言う。すなわち、ただでさえ、日本は少子高齢化が進み、若い世代の意見が政治に反映されにくくなっている。若者たちは、年配者とも交流し、意見を積極的に発信し、情報を集め、世代を超えて、この社会のあるべき姿のために行動してほしい、と日野原は願う(日野原, 2015)。

日野原は、2014年に、十代の少年少女に次のようなメッセージを発信していることも言い添えておきたい。すなわち、「わたしは十三年前になりますが、2000年の秋に『新老人の会』という団体を作り、75歳以上の人たちを“新老人—新しい意味でのめざめた老人—”と命名しました。…(中略)…『新老人の会』の発足から七年後に、わたしは十歳を中心とした小学生に四十五分間の『いのちの授業』を行なって、いのちは何にもまして大切なもの、かけがえないものであることを話して来ました。わたしが『いのちの授業』を始めたのは、いじめをなくしたいという思いからでしたが、それをずっと考えて行くと、それはいのちを大切にすることにつながって行きます。そして、それはいのちを奪う戦争をしないことに行きつきます。そのためには、日本だけではなく世界中を平和の願いで包んで行かなければなりません。憲法を知ることが、平和運動の輪を広げて行くことになるということを皆さんが知っていただければ幸いです」(日野原 2014, 104-5)。私見であるが、日野原においては、18歳の選挙権—日本国憲法—平和は結びついているものだと思う。

1. 前 提

具体的な問題から考えてみたい。2015年5月17日、大阪市を廃止し、五つの特別区に分割する「大阪都構想」は、賛否を問う大阪市民による住民投票で反対多数となり、否決された。この住民投票や過去の選挙の時点で、もし、18～19歳の若者が投票できていたら、結果はどうなっていたらろうか？ という問題である。非常に興味深い問いかけであり、充分考察に価すると思われる。

選挙結果は状況的である。したがって、18～19歳の若者が一致して同様の投票行動をとるわけではないと思われるから、18～19歳の投票数の量的な問題ではない。ここでは、2015年5月17日の大阪市の住民投票に特化して、問題を具体的に考えてみよう。『大阪都構想』はなぜ実現しなかったのか？あるいは住民投票でなぜ否決されたのか？それは、18～19歳の投票行動で逆転されたのであろうか？

『毎日新聞』2015年5月18日の社説によれば、その否決の理由として、次の四点を挙げる。第一に、地方分権を重視し、独自の発想で地域再生を目指すのが「大阪都構想」の原点であったはずである。だが、どんな都市を作るのかという大阪の将来像をめぐる議論は置き去りにされ、自治体の枠組みをめぐる協議が先行した。簡単に言えば、将来の大阪のビジョンが「都構想」にはなかったのである。第二に、再編効果額があいまいだったのも住民の戸惑いを深めた。多額の経費を使い、政令市を解体してまで得られるメリットが市民に理解されたとはいえ難かった。効果額、経費、メリットがキーワードである。第三に、住民投票に至る手続きも見過ごせない問題があった。橋下の議会を軽視する態度が、市議会野党との亀裂を深め、「大阪都構想」の制度設計案は、大阪維新の会のみで独善的にまとめられた。第四に、さらに不可解だったのは、制度設計案が府・市議会ですら否決されながら、公明党の方針転換によって、ほぼ同じ案が承認された問題がある（『毎日新聞』、2015年5月18日）。

感受性の強い若者たちは、おそらく「大阪都構想」にあまり興味を示さなかったのではあるまいか。逆に言えば、「大阪都構想」はあまり若者にアピー

18歳選挙権について考える

ルしなかったのではないかと推測される。故に、若者は投票箱に向かわなかったし、向かったとしても「賛成」票は投じなかったのではないだろうか。

アメリカのジャーナリストであるイザベル・レイノルズは、今回の18歳選挙権付与は、日本における選挙結果において、高齢者の意見が優勢な状態が緩和されるかどうかについて、否定的な見方を示している。その理由として、新たに加わる有権者数が約240万人であり、現在の1億400万人ほどの有権者に対して微々たる割合であること、そして若者の投票率の低さを指摘している。「18歳選挙権法案が進められたのは、わずかながらでも与党の獲得票を増やしたいという思惑があったようである」。「もともとは民主党が年齢を引き下げようとしていた。若者は民主党の中道左派の政策を支持すると考えられていたからだ。しかし、実際には、さほどリベラルでもなく、保守派に近いとも見られているようで、今回の動きは自民党主導となっている」と政治学者の三浦まりも述べたという。その例として、2014年12月の衆議院解散総選挙と、2015年5月に行われた大阪都構想への住民投票を挙げている。総務省の発表によれば、衆議院選で60代の68%が投票したのに対し、20代は33%にとどまった。また、大阪の住民投票では、『朝日新聞』と『テレビ朝日』の出口調査によれば、70代以上を除けば、各世代すべてで賛成が上回っていたものの、結果は反対が多数となってしまった (Reynolds, 2015)^{3a)}。このことから、高齢者の意見が優勢な状態が緩和されるという事態は想定しがたいのである。

次に、選挙権を与えられた（勝ち取っていない）18～19歳はどういった行動をとるか、考えてみたい。ここでは「与えられた」が問題である。すなわち、「われわれにも投票権がある！」とデモをして獲得したような権利ではないのである。出発点は、上から与えられたものだからである。しかしながら、「投票」という思考が、18～19歳の若者にじっくりと身に付き、彼らが選挙のシステムの中に入ってゆくことは、いろいろ危惧する問題がないわけではないが、素晴らしいことだと思われる。したがって、これは政治学のイロハであるが、制度というものは、生きた個人が具体的にその精神を理解し、行動しなければ、制度は完成しないと言ってよいのである。民主主義は永久の運動であるという

のも、そのような意味である。

ここで、これまで投票に行かなかった20代以上に影響はあるか、考えてみよう。これはむずかしい問題であるが、短期的にはあまり影響はないと思われる。そこには、20歳代の若者たちの投票率が低いという背景がある。どうして、20歳代の若者たちの投票率が低いのか、最初に考えるべきである。18～19歳の若者たちに選挙権を与えれば、20歳代の若者たちの投票行動が活性化するという、そんな単純な問題ではない。しかしながら、たとえ、上から18～19歳の若者たちに選挙権が与えられたにすぎないということであっても、これを契機にして、若者の政治参加ということがひとつの時代のモードになって行くならば、波及効果として、20代以上の若者たちの投票行動が活発化して行く希望はあるのではなかろうか。

ここでは、1979年の総選挙直後に行なった京都市の若者を対象とする調査に基づいた、政治学者三宅一郎の今や古典的な見解を補足しておきたい。三宅は、若者の関心領域の多様化が政治参加行動の低下をもたらしたという観点に立っている。三宅によれば、若者は多くの事柄に関心を抱きうる余裕を持っている。もし彼らの関心が公共領域に集中すれば、壮年の有権者に比べるとその程度が低いとはいえ、相対的に多くのそして多様な政治行動に参加する。もし関心が私的領域に集中すれば、その領域に閉じこもって、ほとんど政治に参加しない。とくに「意思表示行動」のような自発性の必要な行動は彼らの念頭にはないものであろう。しかし、年齢との相関が示すように、二十代の十年間に、青年は急速に政治化して行く。「政治的モラトリアムの時期」は、かつては政治的年齢に達すると終わっていた（三宅 1990, 131-2）。しかし、現在（1970年代）では、二十代の半ばまで延長されるようになったのではあるまいかというのが三宅の見解である。三宅は政治的年齢を何歳と考えていたかは、明記されていないようなのでわからないが、おそらく選挙権が得られる二十歳を念頭に置いていたと思われる。ただ、「18歳選挙権」という発想はなかったのではなかろうか。したがって、「政治的モラトリアムの時期」をできれば短縮できるように、「18歳選挙権」を活性化させる重要性ということも考えることができるのでは

あるまいか。

さて、三宅の言説をさらに紹介したい。三宅によれば、以上述べられたことに対し、政治化の時期のずれよりも、若者の価値観と現代の政治の間のずれに注目すると、より悲観的な仮説になると言う。すなわち、関心の私的領域への集中が、若者の世代に特徴的なタイプであるのは、若者の価値観の実現が困難であるという認識が、若者を私的領域に自閉させるからである。こう仮定すると、現状は加齢によって大きくは変わらない。全有権者の政治参加率は将来にわたって徐々に下がって行くことになろう。しかし、年齢、性別、生活満足度などの関連から見て、この仮説は支持しがたい（三宅 1990, 132）。ここで、私見を少し補足すれば、政治参加率は低下して来たと考えられる。したがって、「18歳選挙権」が政治参加率の向上に貢献するかどうかは、それだけでは何とも言えないと考えてもよいのではなかろうか。

『日本経済新聞』は、2016年1月1日の紙面で、「政治新潮流2016」というシリーズもので、第1回に、「18歳選挙権」を取り上げている。自民党牧原秀樹青年局長は、2014年衆議院選挙に埼玉5区から自民党公認で出馬したが、民主党の枝野幸男に敗れたが、比例北関東ブロックで復活して、三回目の当選を果たしている。若者に期待する牧原であるが、2014年衆議院選挙でのさいたま市の得票率は、20歳代は36%にとどまり70歳以上は63%という現状がある。他方、2014年12月23日、民主党が東京・渋谷で10歳代向けのイベントで、「年金に頼る高齢者に政治が配慮するのは当然だ。今の若者はあまりお金がなくても結構幸せなのに、なぜ政治に関心を持たせようとするのか」という発言が飛び出した。枝野幸男民主党幹事長はこう答えた。「年配の方でも自分の年金より孫のことを考えて投票する方は相当いる。年金制度は現役世代のためでもある。世代間対立にしてはいけない」。この記事は「18歳選挙権」といわゆる「シルバー・デモクラシー」^{3b)}の対立構造を浮き出たさせているかもしれない。ここでは同じ紙面に載った政治学者片木淳の「若年層の投票率、社会全体の課題」と題するコメント（談話）を紹介しておきたい。片木は次のように述べる。「少子高齢化と人口減少を踏まえ、若者の政治参加を促すのが選挙権拡大の大

きな背景だ。政策の重点が高齢者に偏る『シルバー民主主義』の是正が期待される。ただ、若者の投票率は、これまでも各世代に比べて極めて低く、関心が高まるかどうか楽観できない。学校教育で主権者教育に取り組むのはもちろん、社会全体の課題として政治参加の機運を高め、投票率を底上げする必要がある」(『日本経済新聞』, 2016年1月1日)^{3c)}。「関心が高まるかどうか楽観できない」とする片木に同意したい。ただ、それは「投票率を底上げする」ことに収束するものではない。「政治参加の気運」よりももっと大きな、もっと根本的な、「政治文化」の変革が重要だと思われる。

2. 若者の政治参加

日本の若者は政治に関心がない、というのはよく言われることである。しかし、それはあまりにも皮相な見方である。まず、若者は政治に関心がない、という問題から考えてみたい。これは、世界中、どこにでも考えられる、共通の関心が寄せられている問題である。たしかに、若者は純粹である。その純粹さが、妥協の多い、複雑な思考を要する政治から目を背けさせるかもしれない。しかし、若者は多感でもある。「許せない」という感情が政治的な行動に向かわせることも多い。そのようなことを総合して考えると、若者は壮年、老年の人たちより政治に関心がないとは言い切れないのである。早い話が、壮年、老年とは、発現形態が違うだけで、若者は政治に関心を持ち、政治に関わっていると言えるのではなかろうか？

次に考えてみたいのは、日本の若者だけが、政治に関心がないのだろうか、という問題がある。日本の若者は、世界の他の国の若者が政治に関心を持ち、行動している^{3d)}のに、日本の若者にはそれがない、と言えるのだろうか？

手っ取り早い例として考えられるのが、安全保障関連法案に反対する若者たちのグループ「SEALDs (シールズ: Students Emergency Action for Liberal Democracy-s) である。この団体の呼びかけを見てみると、「SEALDsは、自由で民主的な日本を守るための、学生による緊急アクションです。担い手は10代から20代前半の若い世代です。私たちは思考し、そして行動します」となっ

ている。彼らの主張にもう少しだけ耳を傾けると、「私たちは、戦後70年でつくりあげられてきた、この国の自由と民主主義の伝統を尊重します。そして、その基盤である日本国憲法のもつ価値を守りたいと考えています。この国の平和憲法の理念は、いまだ達成されていない未完のプロジェクトです。現在、危機に瀕している日本国憲法を守るために、私たちは立憲主義・生活保障・安全保障の三分野で、明確なヴィジョンを表明します」(<http://www.sealds.com/>)となっている。この SEALDs が、現在のところ、安保関連法案反対で、連日のように、新聞紙面等をにぎわしている。『朝日新聞』「天声人語」によれば、「十代の言葉が力強い。『私は声を上げます。だって民主主義は終わっていないから。私は傍観者になりたくない。私たちが主権者だから』。高校生らのグループ『T-ns SOWL』が、2015年11月8日、東京の原宿でデモをした。安保関連法に抗議する人々の行動は続く」(『朝日新聞』, 2015年11月10日)。これらは特殊な例かもしれないが、「日本の若者は政治に関心がない」という説に少しは反論することになるだろう。

安保関連法案反対と SEALDs について、『朝日新聞』の「論壇時評」の場で、作家の高橋源一郎は次のように言う。1960年、そして70年を中心に、かつて二度、「安保」という名のついた大きな社会運動が起こった。その象徴的な場所が国会前だった。それから半世紀ほどの時が過ぎて、やはり「安保」という名がついた法制への反対運動が、同じ場所で起こった。過去の二度の反「安保」運動との違いの一つは、徹底した非暴力性だろう。そして、もうひとつは、「ことば」がなにより重視されたことだろう。そのことばには、古い政治のことばも、簡単には説明できない、新しいことばも交じっていたとしても(『朝日新聞』, 2015年9月24日)。高橋は SEALDs との共著書『民主主義ってなんだ?』でも次のように言う。「この世に生まれた以上、何か意味あることがしたい。そう思って、たったひとりでも、なにかを始める子たちに送りたいことばがある。上から目線でいうんじゃない。これはいつもぼくが、自分に向かっていうことばだ」(高橋/SEALDs 2015, 8)。少し、コメントすれば、非暴力と「ことば」は同じことではないかということである。60年安保でも清水幾太郎

の「今こそ国会へ」のような「言葉」があった。そして「言葉」は力になった。あるいは「政治化」したと言ってもよい。作家高橋のメッセージが政治の力に転化することがあるのか、即断は避けなければならない。とはいえ、政治学者宇野重規は『民主主義ってなんだ?』を高く評価する。宇野は『日本経済新聞』の読書欄「今を読み解く」の中で『民主主義ってなんだ?』を取り上げ、高く評価する。宇野によれば、間違いないのは、SEALDsの活動が一朝一夕に生まれたものではないことだ、と言う。すなわち、政治に対する素朴な問題意識を持った若者たちが、ぶつかりながらも、ユーモアと現代の若者らしいセンスを持って成長して来た結果が、この組織だという。彼らの言葉には、独特な説得力と魅力がある。「民主主義が終わっているなら、始めればよい」など、その最たるものだろう（『日本経済新聞』、2016年1月10日）と宇野は言う^{3e)}。

『読売新聞』2015年7月21日の社説は、「政治的中立をどう確保するか」と題して、「主権者教育」の問題をとりあげている。それによれば、自民党の文部科学部会が、主権者教育に関する提言を安倍首相に提出した。政治的中立を逸脱した教員に対し、罰則を設ける法改正を行なうよう求めている。教育公務員特例法は、公立学校の教員について、国家公務員と同様、特定の政党や候補者の支援を呼びかける政治活動を制限しているが、罰則は適用されない。教員が特定のイデオロギーを押しつけるようなことがあれば、生徒が政治に関する教養や偏りのない見方を学ぶ上でマイナスになる。教育現場での政治的中立を徹底させようとする、自民党提言の方向性は理解できる、と社説は主張する（『読売新聞』、2015年7月21日）。

ただし、現代日本の高校教育は生徒をコドモ扱いして社会から切り離し、結果的に政治や社会に無関心な若者を量産してきた、とする教育学者の広田照幸の談話を紹介しておきたい。広田は、高校生がコドモ化した現状を招いたのは何かと問い、第一に、旧文部省が学園紛争の頃に出した1969年の通達だと言う。教師が現実の具体的な政治的事象を取り扱うことに関して、「慎重に」とクギを刺した。高校生らの学校外での政治的活動も「教育上望ましくない」として政治から遠ざけたことになった⁴⁾。第二に、学校や親が生徒に「受験勉強に打

ち込め。他のことは考えるな」と言い続けていたということがあった。社会の現実に目を向けることを「余計なこと」とみなす風潮が大人の側にあったと言えよう。若者の政治離れ、無関心は大人が作り出したのだと、広田は言う（『朝日新聞』、2015年6月16日）。

そこで、政治への関心はどういったところで生まれるのか、考えてみたい。関心という言葉はよくないかもしれない。例えば、フランス料理に関心がある、というのと、政治に関心があるというのではわけが違う。政治は人間の実存に切り離せない不可欠なものである。すなわち、生存していること、生き続けようとするれば、そこに政治があるということが出来る。問題はそれをどのように意識するかである。政治への不信感が高まる今こそ、政治をどうとらえ、いかにそれとかかわるかが問われていると思われる。例えば、決定、代表、討議、権力、自由、社会、限界、距離という言葉でイメージしてみよう（杉田、2013）。すなわち、決定：決めることが重要なのか、代表：なぜ、何のためにあるのか、討議：政治に正しさはあるか、権力：どこからやってくるのか、自由：権力をなくせばいいのか、社会：国家でも市場でもないのか、限界：政治が全面化してもよいのか、距離：政治にどう向き合うのか、というふうに考えてゆくのである。それらは、政治という営みの困難と可能性とを根本から考えていくことを要求している。われわれは、常識的な見方を知らず知らずのうちにしているが、もう一度、根本から、あるいは初歩から考えてみよう。それが、政治への向き合い方への反省となる。そのような思考の積み重ねが、政治への関心が生まれる動機となると思われる。

ただし、政治への関心はどういったところで生まれるのか、について反対に考えてみて、政治はなぜ嫌われるのか、という方向から考えてみることも大切である。すなわち、人は、政治から逃走したがるのである。政治に関心を持たない方向に行きたいと思ってしまうのである。先進デモクラシー各国で観察されるようになった投票率の低下や政治家への不信感の高まり、これはどう考えたらよいのだろうか。それはなぜ生じているのだろうか。イギリスの政治学者コリン・ヘイの著書（ヘイ、2012）は、「サプライ・サイド（政治家側）」に着

目し、政治家や政党の行動が構造的に制約されるようになってきた現状を多くのファクトを用いて論証している。新自由主義による政治への攻撃や、「グローバル化」を理由に進められた国内政治の縮小傾向、こうした動向を理論的に支えた社会科学における合理的選択論の隆盛なども批判的に検証されている。その上で、「政治」の概念を捉えなおすことが、政治の持つ可能性を開くことができる」と説いている。手短かに言えば、政治への関心が生まれにくいような社会になっていることが、残念ながら政治が嫌われている理由なのである。

ここで、コリン・ヘイの言い分をもう少し聞いておきたい。ヘイは言う。「政治を擁護しようとするのは、今となっては学者しかいなくなってしまったという理解がある。それはなぜか—おそらく、私たち政治学者は政治と政治的なもの、それと政治家の行動を区別して考えようとしてきたからである。私たちは政治という理想と政治の必要性を擁護しているのであって、それを提供する政治家を弁護しているわけではない。しかし、そのことは、果たして擁護できないものを擁護しているということの意味しているのだろうか。そうではない。むしろ、政治的なものを公的に擁護すること、それも政治を政治家の言動と切り離して考えることが、今ほど求められている時はない」(ヘイ 2012, vi)。

さて、政治とは選挙だけではない。そこで、選挙以外の政治への参加方法にはどのようなものがあるか、考えてみよう。もちろん、選挙で投票するという行動は、政治参加の形態としては、民主主義国においてはもっとも一般的なかたちであり、代議制民主主義においては、有権者が自分たちの代表を選ぶ手続きであることは確認しておかなければならない。それ以外にも政治参加にはいろいろなかたちがある。例えば、選挙応援をしたり、選挙資金の寄付をしたり、政治家に直訴したりというような選挙や政治家に関わるタイプの政治活動への参加がまず考えられるが、それ以外にも多数考えられる。すなわち、デモに参加したり、住民運動に参加したり、地域社会づくりのための市民活動にボランティアとして参加する形などが考えられる(田中愛治 2003, 443)。

重複するかもしれないが、コリン・ヘイ(ヘイ, 2012)によりながら、政治参加は一般的に四つのタイプに分類が出来るという吉田徹の言説を紹介しよう。

18歳選挙権について考える

すなわち、ひとつは、選挙に代表される公式的な領域で、政党の掲げる争点について投票する政治参加。次に、それまで公式的な領域で争点化されて来なかった課題を政治化するため、例えばキャンペーンやロビイングなどを通じた政治参加。さらには、公式的な政治で取り上げられる争点について、意識的な無視や非参加を決め込むような政治参加のあり方もある。最後には、非公式的で私的領域における政治参加がある。代表例としては不買運動や倫理的な消費活動などがあげられる（吉田 2015a, 81-2）。

本来、本人である有権者が代理人である政党や政治家を選ぶのが選挙である。ということは、選挙に参加するのではないかたちで政治参加を行なう有権者は、本人 - 代理人関係からはみ出すことになる。例えば、住民運動に参加することや、自分の住む地域社会のためにボランティア活動をすること、自分の市町村の政策を変更させるために住民投票を呼びかけること、署名を集めることなどは、どれをとっても選挙以外の政治参加である。これらは、内的有効性感覚の強い有権者が、本人として見た場合に、代理人のエージェンシー・スラック *agency slack* が大きく、代理人である政治家の業績が信頼に足るものではないので、自らが政治活動をしようと思ったと解釈できる（田中愛治 2003, 458）。

それでは、若者の政治参加を促すために、周りの大人たちにできることはあるか^{5a)}、について考えてみたい。これは簡単なようでむずかしい問題である。政治とは感情であるという見方がある。これはこれで大事な観点であるが、政治参加については、政治とは文化であるという考え方を提起しておきたい。すなわち、具体的に言えば、政治家は信頼されていない。そのような環境の中で選挙に行って投票しろ、というのは酷な話である。したがって、政治家に代わって自分が政治行動をするという発想になるのが当然である。結局、政治不信の文化の中で人はどう行動するのかという問題になってくる。そうすると、周りの大人たちが若者の政治参加を促すやり方については、自ら回答が出てくるのではないだろうか。結論として、政治が人間存在にとって大切なことであるという文化を形成することである。これはとても迂遠な方法であることは間違いない。

ここで、日本人の行動様式の一つの特徴として、問題解決のために人々と協力して対処することに消極的であり、正当な理由があっても争うことを嫌って「和」を大切にするという「非結社性・反闘争性」にあると指摘されてきた（京極 1968, 67）点につき、『現代日本人の意識構造』（NHK 放送文化研究所, 2015）によりながら、主として「政治」の面において考えてみたい。1968年の指摘であるから、いささか古典的であるとしても、京極は、日本の中間層の政治的行動様式は、今日の日本における政治的行動様式の基本型の一つであるとする。この政治的行動様式の内容はいかなるものであろうか。支配被支配関係が同族団に擬制されるということについて、政治的行動様式には、次の三点として現れてくる。その一つは、「結社」を合目的的に作り、自律的に維持して行くことが、積極的な評価を受けず、正統ではないとして忌避されることである。この点は英米のミドル・クラスと著しい対照をなしている。例えば、「日常の社会生活において、困難、不正、簡単な必要事に直面すると、イギリス人は、満足のゆく解決を得るために、自ずと何々協会を作る」といわれているように、英米では結社を作り、運営するという行動様式が正統なものであり、その行動様式の中心的な担い手はミドル・クラスである。この非結社性の次に、政策内容に対する情緒的な客観性のない接近の態度がある。政治事件に対しても、即物的客観的な分析よりも雰囲気反響の方が先に立つことになる。この雰囲気性の次に、いかに停滞していても秩序と安定を、という「和」を大切にする反闘争性がある（京極 1968, 67-9）。

以上の日本人の政治的行動様式の基本型の一つを概念として、『現代日本人の意識構造』は、身の回りに問題が発生した時、解決のために積極的に活動しようとするのか、それとも他人に依頼して解決をはかろうとしたり、事態を静観したりするのかをとらえるため、「職場」、「地域」、「政治」の三つの場を設定し、用意した選択肢の中から一つを選んでもらうという方法を取った。ここでは、「政治」のところだけ紹介することにする。

一般国民の政治活動のあり方として一番望ましいもの

18歳選挙権について考える

1. 選挙を通じてすぐれた政治家を選び、自分たちの代表として活躍してもらおう《静観》
2. 問題が起きたときは、支持する政治家に働きかけて、自分たちの意見を政治に反映させる《依頼》
3. ふだんから、支持する政党や団体をもりたてて活動を続け、自分たちの意向の実現をはかる《活動》(荒牧 2015, 93-5)

『現代日本人の意識構造』は、1973年から5年毎に、2013年まで同一の選択肢を用意して、選択肢の中から一つを選んでもらっているようにしている。これらの調査から言えることは、まず、長期的には、《活動》が減り、《依頼》が増えている点である。すなわち、1973年：17%から、2013年：12%へ推移している。次に、《静観》は、40年間に、やや減少しているが、全体として60%を絶えず越え、多数を占めていることは問題である。すなわち、1973年：63%、2013年：60%である。長期的には、自ら行動するという積極的な人が減り、他人に依頼して問題の解決をはかるという人や、しばらく事態を見守るといった消極的な人が増えている。「日本人の意識調査」で見ると、1970年代後半から80年代前半までは、オイルショックの影響も大きいと考えられる。1973年調査の直後に、第一次オイルショックが起こり、人々の意識に保守化の傾向が見られるようになった。それも「生活保守主義」といわれ、日本経済が大きな不況に見舞われて、生活が脅かされたことで、生活の向上や変革よりも、今の生活水準を維持することを優先するようになったのである。労働者の意識も変わり、労働組合への加入率や労働争議は、1970年代半ばから消滅している(荒牧 2015, 95-8)。私見では、たしかに、現在の一党独裁的な自民党の制覇は、ロングスパンから観察すると、「生活保守主義」の底流に支えられているのかもしれない。結論を急げば、「18歳の選挙権」くらいでは、日本人の政治行動は変わりにくいと言えるのではなかろうか。政治学者井田正道も、2003年に、次のように指摘していた。すなわち、投票者全体に占める18～19歳の年齢層の比率は2.92%を下回ることが確実であり、さらに2%をも切る可能性もある。この比

率からすると、18～19歳の層の選挙結果に対するインパクトは、若干の大激戦区で当落の帰趨を決する可能性は存在するものの、選挙結果の大勢、全体としての政党の議席勢力図に及ぼす影響はほとんどないと見てよかろう。したがって、18歳選挙権の実現が少子高齢化社会の歪みを是正する効果は微小であると言わざるをえない。しかし、裏返して言えば、仮に18歳から19歳の層が、政治的判断力のないままに、無責任な投票やイメージに左右された投票を行なったとしても、全体に及ぼす悪影響もまた微小であるということになる（井田2003,152）。ただし、率直に言ってあまり同意できない指摘である。本稿全体がそのコメントになっているつもりである。

ここでは、「18歳の選挙権」を前向きに、「若者の政治離れ」を打開する好機会と考える二人の有識者の談話を紹介しよう。模擬選挙推進ネットワーク事務局長の林大介は次のように言う。「若者の政治離れを嘆く声をよく聞くが、生の政治や選挙から遠ざけてきた大人にこそ責任がある。若者の政治への関心を高め、よき国民、賢い主権者になってもらうには、教育の積み重ねが重要だ。学校任せにせず、国も地域も家庭も積極的に政治教育に参加してほしい」（『毎日新聞』、2015年6月18日）。私見では、この「政治教育」が重要なのであるが、安易ではない。「政治的社会化」について基本的に考えて行くことが肝要なことになって来る。政治学者田中愛治も前向きな見解を談話で表明している。すなわち、「日本では、若年層と比べて高齢者の方が、投票率が高い傾向が顕著だ。政治の意思決定に高齢者の意向が強く反映され、今後の日本を支える若い世代の意見が相対的にあまり反映されない傾向にある。選挙権年齢の『18歳以上』への引き下げは、投票の裾野が若い世代に広がる点で前向きに捉えたい。ただ、それが即座に投票率上昇につながるとは思えない。アメリカでは、1970年代に、『21歳以上』から『18歳以上』に選挙権年齢を引き下げたが、その後、投票率は下がった。新たに選挙権を得る18、19歳は、自らの生活に政治がどう影響しているかの実感が薄く、他の年齢層と比べ投票率は低いと予想される。有権者が増えても、投票者が増えなければ、投票率は下がる」。「政党や国会議員は、従来、業界団体など、確実に自分たちの票になるところに目を向けがち

だった。集会への出席や支援企業回りなど、『組織固め』と呼ばれる選挙手法だ。『就職前の若い人は、投票に行くかどうか分からないから、あてにならない』という意識が見え隠れする。「短絡的に『票になる』と考えるのではなく、まず、『関心を持ってもらい、政治に若者を引き込む』ことが大事だ。政治の決定が、彼らの生活と密接に関係があると分かってもらえれば、投票に足が向く。選挙に目を向かせるのは、政党の責任でもある。若い政党職員や国会議員が先頭に立ち、日本のあるべき姿を語れば若者はついてくる」(『毎日新聞』, 2015年6月18日)。私見によれば、卓見だと思う。しかしながら、あえて言わせてもらえば、先頭に立つ若い政党職員や国会議員が、現在の日本には存在しないのである。さらに言えば、仮に、「われこそは先頭に立つ」という政党人や政治活動家がいたとしても、例外は別として、全体的には、若者がついて来ないのである。そこまで日本政治の病根は深いと考える。

結局は「政治」の認識だと考えたい。京極純一によれば、「政治的人間」は政治をする人のことをいう。この場合、政治は、普通、天下国家の政治、俗にいう大政治である。中央でいえば、総理大臣、大臣、国会議員、彼らが政治をする人である。次に、各省で、次官、局長、新聞にインタビュー記事が出る高級官僚、彼らも政治をする人、政治的人間である。府県では、県知事、県議会議員、市長、市議会議員、彼らも専門の政治家、職業的に政治をする人である。「素人に政治のことなど分かるものか、お前ら黙って引っ込んどれ」と言って政治をする人が大政治の政治家、天下国家の政治家である。しかしながら、ヒラの日本人は政治的な人間ではないかという点、われわれヒラの日本人も、もちろん、政治的人間である、と京極は断言する。ここが眼目である。京極の持論であるが、われわれは、日常政治の中で、かなりの時間、政治を実行して生きている。人と付き合う、人を使う、人に使われる、これは人間関係の運用であって、つまり政治である。われわれはそういう人間関係なしには生きて行けない。勤労者なら、勤め先の人付き合いがあり、組合の人間関係もある。自営業なら、同業者の世界があり、全国的な業界もある。町内会もあり、商店街の付き合いもある。勤めていなくて、自分で商売していない婦人であっても、

PTA があり、婦人会もあり、同好会やサークルもある。家庭では毎日毎日の買い物がある。家庭の中で、夫は妻と、妻は夫と、親は子と、子は親と付き合う、人付き合いがある。人付き合いがあるところ、政治があるから、すべての人間は、その人なりに政治的人間だ、と京極は考える。そして、ヒラの政治的人間の実行している政治がいわゆる小政治だと言う。どうして大政治と小政治かという、と京極は以下のように説明する。すなわち、現代日本の政治は、投票の政治、選挙の政治である。われわれヒラの有権者は投票する時、投票する相手の人、候補者の信者として票を入れることがある。票を入れたら補助金をもらえるということで、取引として票を入れることもある。しかし、そのほかに、われわれヒラの国民、小政治の政治家が、大政治の政治家を評定して票を入れることもある。小政治の政治的人間、われわれヒラの国民が、大政治の政治家を何故評定できるかという、ヒラの国民として、われわれが政治の実技を毎日実行しているからである。勤め先で政治の実技をすることもあるし、家庭で政治の実技をすることもある。と同時に、その実技を評定する練習もしていることにもなる。すなわち、あれは人付き合いが下手だとか、あいつはなかなかうまいとか、あいつはなかなか政治力があるとか、政治的に立ち回りすぎるとか、そういう評価の練習をしているわけである。われわれヒラの国民もまた政治の実技を練習し、実技の評定を練習しているからこそ、大政治の政治家、天下国家の政治家に対しても、政治の実技の上手、下手について評定を加えることができるのである。この土台があるからこそ、議会政治という政治の仕組みが国民の参加によって動くわけである（京極 1986, 2-4）。この京極言説は、実に、大政治と小政治の連関を巧みに説明したものであり、そのとおりだと思われるが、しかし、例えば、投票率の低下をどう考えるか、という問題を挿入した場合、現在では、大政治と小政治の乖離化現象の進行が見られるのではないかと問うこともできると思われる。また、この乖離化現象に関連するが、ヒラの国民が「ああいう政治家はほんとに困ったものだ」（京極 1986, 4）と評価する時に、その判断基準は、それぞれの経験に基づくものとしても、ヒラの国民がイメージする政治家はマスメディアの情報（操作）の影響を受けて

いるのではないか^{5b)} という問題も残ると思われる。

と同時に、2015年は、日本においても「街頭の民主主義」が熱心に語られるようになった年であったことも記憶されてよいと思われる。吉田徹によれば、2015年は戦後70年の節目として以上に、戦後日本の政治文化が変容を被った年として歴史に刻まれることだろうと言う。「平和安全法制関連法（安保関連法）」に対する、文字通りマッシブ *massiv* な抗議運動とデモは、日本でも「街頭の民主主義」が完全に定着したことを印象づけた。現実を持った影響力の測定は脇に置くとしても、政治参加のあり方をめぐる認識は、2015年の前と後で大きく異ならざるをえない。もっとも、2015年に花開いた「街頭の民主主義」は、それまでに見られたいくつかのシーケンスの延長線上にあることもたしかである。政権への抗議活動は、原発再稼働に反対する2012年の「金曜官邸前デモ」が記憶に新しいが、その二年前には都内で数千人を集めた「尖閣諸島抗議デモ」が注目を浴びていた。また、その間には「在特会」^{5c)} やその他「行動する保守」の諸団体による街頭での活動やこれを批判する「カウンター」も、当たり前の風景となっていた（吉田 2015d, 14）。民主主義とは何かと問うて、それを「ポリアーキー」とする有名な定式化を行ったのは、アメリカの政治学者ロバート・ダールである。彼は、融通無碍に使われる「デモクラシー」という言葉を操作可能なものとするため、これを「公的異議申し立て」と「選挙に参加し公職につく権利」の二つの次元が高度に両立する「ポリアーキー」と定義した（ダール, 2014）。すなわち、民主主義を名乗るのであれば、政治に参加する権利だけでなく、これに反対する自由も保障されていなければならない。この両輪が等しく回らない限り、民主主義は機能しないからである。民主主義をこのように考える時、選挙で投票することだけが政治参加の方法ではないことは明白である。もし選挙権だけが保障されるのであれば、権威主義体制やファシズム体制との差異化は図れなくなってしまう（吉田 2015d, 18）からである。

3. 投票率の低下について

投票率が低いことを有権者のせいにしてはならない。かといって投票率は高ければいいというものでもない。この問題について考えてみたい。個々の有権者は投票するか、棄権するかを、どのように決めているのだろうか。投票コストという概念から接近してみることにする。選挙での投票コストには、投票に行くためにかかる金銭的なコストや物理的なコストがある。これらのコストは投票率を下げる事が予想される。実際、政治学者の田中善一郎は、投票日の各地の天候を調べ、雨が降っていた選挙区ほど投票率が低い傾向があるという相関関係を発見した(田中善一郎, 1980)。もし、投票を優先すれば、自分のやりたいことの機会を奪われることになるので、「機会費用」と呼ばれている。この「機会費用」を軽減するような制度的な改善策によって投票率が上がることも考えられる。1988年の参院選から、投票時間を2時間延長して、午後8時まで投票所を開けておくように改正された。さらに、不在者投票の条件、受付時間も改善された(田中愛治 2003, 445-8)。これに関連して、明るい選挙推進協会が、2011年11月の統一地方選挙後の2012年1月に行なった調査では、「候補者の人物や政見がよくわからないために、誰に投票したらよいか決めるのに困る」という有権者は50.1%に上っている。多くの人が、地方選については、候補者の人物や政見についての情報が足りないと感じている(吉田 2015b, 46)。制度的な改善点として、選挙管理委員会は、候補者の人物や政見がよく分かるように、広報活動を充実すべきだと思われる。

さきに述べた「代理人のエージェンシー・スラック」の問題も投票率にとって重要な要因になる。高度情報化社会になって、国民の教育程度がますます高くなり、かつマスメディアが高度に発達すると、本人である有権者の多くは、代理人である政治家や政党の行動を詳しく知るようになり、それまでの期待が裏切られることを知り、すなわちエージェンシー・スラックの大きさに気づき、外的有効性感覚の低下を招く可能性が出てくる。日本やアメリカでの政治不信の増加や無党派層の増加も、このようなエージェンシー・スラックの増大の結

果と見ることが出来る。このように考えると、本来の民主主義理論においては、国民の教育程度の向上が投票率の上昇に結びつくと考えられていたことが裏切られて、日本やアメリカのような大学進学率が非常に高い国で、投票率が極めて低い理由が見えてくるのである（田中愛治 2003, 451）。したがって、「民主主義が健全かどうかは、投票率だけでは計れない。考えた結果、棄権するということもある」という問題も、その文脈で考えることが可能であるだろう。すなわち、投票率の低下は、政治的無関心層の増大を必ずしも意味するわけではなく、むしろ反対に、政治について、知識も意見も持つ「批判的市民 critical citizens」の増大の表れでもある（野田 2015, 98）。

しかしながら、投票率の低下は今や先進諸国共通の問題である。日本を例にとるならば、衆議院選挙の投票率は、1990年選挙の73.31%を最後に、70%台を記録できなくなり、2014年選挙では、52.66%と落ち込んでいる。参議院選挙でも同様で、10年ごとの平均で優に60%を超えていたのが、1992年選挙では50.72%とそれまでの最低記録を大きく塗り替え、さらに次の1995年選挙では五割すら割り込む44.52%と落ち込んだ。前回2013年選挙も戦後三番目に低い52.61%で終わっている。欧米でも同様であり、1990年代以降、非常に多くの国で、戦後最低記録が塗り替えられたり、それに近い数字が繰り返し記録されたりするようになっている。デモクラシーが「人民の自己統治」であり、人民にとって選挙への参加は、そのための重要な手段であることからすれば、ますます多くの有権者が投票機会を放棄しているというこの事態が、「デモクラシーの空洞化」の兆候として懸念されるのも当然のことである（野田 2015, 97-8）。

ここで、野田は、ドイツのベルテルス財団が、2013年に、実施した、ドイツの有権者の投票参加に関する調査研究報告を紹介する。調査にあたって念頭に置かれたのは、「批判的市民」というテーゼである。ドイツでも、1971年に、91.1%というピークに達したあと、投票率は低下し始め、1980年には、80%を切り、2009年には、70.8%にまで落ち込んでいる。この低下に関しては、1970年代以降の「新しい社会運動」や新しい政治文化の台頭、低成長への移行に伴

う政治的悲観主義の増大の印象などもあって、市民の政治に対する失望や怒りがその原因であるという指摘がドイツではよくなされて来た。棄権は政治的抗議の意思や政治に対する失望の表明なのだと説明されて来た。だが、ベルテルス財団の調査を共同で実施したアレンスバッハ世論調査研究所のノエレ・ノイマンは「棄権者＝抗議者」という見方は「神話」に過ぎないと断言した。すなわち、実際の棄権者の多くは、政治に関心のある「怒れる市民」などではなく、むしろ社会的最下層出身の若者など、政治に無関心な「非政治的人間」であるとした。アレンスバッハ世論調査研究所の過去の調査データからの結論は、ドイツにおける投票率の低下は社会階層の別なく均一に生じているものではない点を確認するものであった。『分裂した民主主義』と題される報告書は、ドイツにおける投票率の低下は、少なくとも1990年代末以降については、「批判的市民」の増加からは説明することはできず、それは専ら所得が少なく、教育程度が低い人たちが、投票にますます行かなくなっているものであると結論付けている。ドイツの社会は、一方の豊かで教育もあり、投票に参加する市民と、他方の貧しく教育程度も低く、投票には参加しない市民からなる「二つの市民」に分裂しつつある。ドイツのデモクラシーは「分裂したデモクラシー」になりつつあるというのである（野田 2015, 101-3）。

もうひとつの報告書『危険な状態にある選挙』が示す分析結果は、野田によれば、そこに暮らす住民の生活状況が「困難」であればあるほど、投票率は低くなるという事実である。この事実は、有権者の社会構造に照らして、ドイツの選挙結果が代表制を欠いていることをあらためてはっきりと示すものであった。それでは、投票率が低い地域とは具体的にどのような地域であろうか。まず、第一に、投票率がもっとも低い地域はもっとも高い地域と比べ、「不安定諸ミリュー」に属する人が約10倍（67%と7%）多い。ここで言う「ミリュー」とは、諸個人をその人が置かれている社会状況とその人の思考態度から分類・把握しようとする概念で、職業や収入、学歴など客観的な社会生活条件に基づいた階級や階層などの概念だけでは社会や政治の動態を分析するうえで必ずしも十分ではなかったという理由からとくにドイツにおいて発展を見た

ものである。第二に、投票率がもっとも低い地域における失業率は、もっとも高い地域のおよそ五倍ある（14.7%と3.0%）。失業率と投票率の低さとは非常に強い相関関係が存在している。この相関は、基本的に、東西の別なく確認でき、また自治体規模とも関係がない。第三に、教育水準に関しては、投票率のもっとも低い地域は、もっとも高い地域の三倍以上も学校卒業資格を一切持たない人がおり（15.2%）、大学入学資格保持者の割合もその半分以下である（18.2%）。教育水準と投票率とは、正の相関関係が認められる。第四に、人々の経済力に着目すると、世帯あたりの年間平均購買力では、投票率のもっとも低い地域の35,000ユーロに対し、もっとも高い地域のそれは、52,000ユーロと約1.5倍の格差がある。このようにして、この報告書の結論として、野田が次のような言葉を引用しているところは、とくに印象に残る。「ドイツは、もうかなり以前から、社会の上位三分の二の人々による、社会的に分裂したデモクラシーとなっている。このデモクラシーは、社会の上層、および中間層に属するミリューのための、排他的な行事のようなものになっており、社会的に不安定なミリューの人々は、明らかに過小代表されたままになっている。この理由から、本研究は、2013年連邦議会選挙を社会的に危険な状態にある選挙であると呼ぶ」（野田 2015, 105-9）。以上のように、人々はなぜ投票に行かないか、考えてみると、非常に大きな構造的問題に直面することになる。選挙とは何か、政府あるいは政党の選挙民に対する応答責任はどう果たされるのか、投票率の問題から始まって、代議制民主主義の根本問題にまで達するのである。

4. 政治的社会化と政治参加

18歳選挙権は、政治的社会化と政治参加の問題である。政治学者河田潤一によれば、子供は政治について言葉から認識して行く。すなわち、人は生まれながらにして何らかの集団に同一化する。集団に沈潜した直観的知識を身体化させ、人は他者あるいは他集団のメンバーと対話的な接触を持つことになる。そうした過程を経て、直接的知識をコントロールして、「現実」を解釈する能力を身に付け、第一次言語としての意味を、他者と相互に理解し合い、言語の間

接的機能を高め、言語について考える機能も習得する。その際、政治の言葉は「社会的現実」として構成されるがゆえに、「政治」領域の理解や判断には、政治的な直接的経験を必ずしも必要とするものではない。直接的経験ではなく、主観の関与によって、「政治」が立ち現れるとすれば、言葉や用語の単なる辞書的定義よりも、いろいろな言葉が、相互規制し合いつつ組織化する言語間の有意な関係を作り出す「言葉の世界」が重要となる（河田 2015, 83）。

人は、他者やメディアが社会的に構成する「現実」と、そこにコミットしたり、望んだ言語圏の言語活動を介したりして、「価値の権威的配分」という「政治」領域を認識し出す。そういった意味で、「政治」の観念、思考を立ち上げる「政治の言葉」は、人を政治社会へ参入／離脱させる様式の表象となる。こうして、社会のあらたな成員は、家族や学校やメディア等を通じて、その社会に分布している政治指向、政治行動様式を発展的に学習・獲得して政治的自我を段階的に形成して行く（河田 2015, 83）。

フランスは、アメリカのような二大政党制ではないが、「右翼」と「左翼」からなる政治陣営が強固な政治・社会的な対立軸として存在する。この分断線は世代を超えて継続しており、2000年代の調査を見ても、フランス人の実に41%が親と同じ政治陣営（親が右翼なら右翼、左翼なら、左翼）に属しており、いずれの陣営も好まないとする無党派を加えると、その割合は、65%にまで上昇する。つまり、フランス人の三分の二が、結果として、親と同じ政治的価値を有しているということになる。興味深いのは、子供の政治的態度を決める場合、大きな役割を果たすのは父親ではなく、母親であるという指摘がなされている。これは、父親のほうが、政治に対する意識は高く、知識は多いものの、母親のほうが子供との親密的かつ日常的な関係を持つゆえ、よりパーソナルな関係を築き上げていることの表われだとされている（吉田 2014, 97-8）。

子供は、政治的に社会化されることを通じて、自らが属する社会に適合的な、政治的思考、価値観、行動様式、すなわち政治文化を獲得するようになる。子供は、自らの遺伝形質、パーソナリティをベースに、自分たちを取り巻く環境と相互作用を繰り返しながら、一定の政治的作法を身に付けて行く。こうした

18歳選挙権について考える

政治的意味を色濃く有する価値、規範、象徴などの獲得過程を政治的社会化と呼ぶ。「政治的社会化」という用語が広く知られる契機となったのはハイマンの研究 (Hyman, 1959) だった。彼は、1920年から50年代にかけてアメリカで発展してきた投票行動や政治態度研究、あるいは政治的イデオロギーや党派心研究のなかで、とくに幼少青年期に関連したデータを、個人の政治的発達という視点から整理し、その後の研究枠組みを提示した。ハイマンの研究に続いてグリーンスタインのニューヘイブン市研究 (Greenstein, 1965) も著名である (河田 2015, 83-5)。

アメリカにおける政治的社会化のこれまでの研究成果の教えるところでは、子供は、かなり早い段階で、自らが所属する政治的共同体に対して、肯定的な愛着心を示し始め、また、アメリカ初代大統領ワシントンや具体的な大統領像を通じて、「政治の世界」を認識し出し、少し遅れて大統領制を認識したり、議会や投票といった政治制度・手続きを理解したりし出す。また、10代前半頃ともなると、かなり多くの子供が政党に心理的な一体感を持ち始めるということがわかってきている。党派心の形成に家族の影響が大きいことは、ほぼどこの国にも共通しているとハイマンは述べている (Hyman, 1959)。また、子供は、両親の会話を聞くともなく耳にしたり、広い意味での政治的権威や特定の党派に対する親の態度を感じとったり、それとなく聞かされたりするものである (河田 2015, 85-6。Greenstein, 1965)。

学校は、「児童期と成人期の連結手」として、家族によって規定された子供の社会化を補充したり、矯正したりする体系的・組織的な社会化媒体である。アメリカでは、建国当初から、超越的宗教を「市民宗教」⁶⁾ で埋め合わせる必要が大きかった分だけ、学校は市民宗教を培養する公民教育の制度として明確に位置付けられて来た。メディアが果たす影響も大きい。河田は、アメリカのコミュニケーション学者スティーブン・H・チャフィ Steven H Chaffee らのパネル調査 (1968年) を紹介しながら、次のようなメディア効果を確認している。

- i メディアは子供の重要な情報源である。
- ii メディアの影響力は年齢や社会経済的地位によって異なる。
- iii メディアは政治的な物の考え方にもかなりの影響

を及ぼす。iv 子供は親のメディア規範を採用せず、政治的情報源として親が新聞を重視するのに対して、子供はテレビを重視する（河田 2015, 86）。何分古い調査である。私見では、日本では、現在、親も政治的情報源としてテレビを重視していると思われるが、アメリカはどうなっているのだろうか。

子供は、半ば非選択に、家族を通して、一定の社会的関係へと社会化される。したがって、階級意識、人種偏見、民族蔑視、権威主義的態度などは、その多くが家族を通して獲得される。社会的亀裂によって分裂した社会は、社会階級を含めて、民族性、地域性、宗教性によって個人を切断・統合する政治的下位文化という視点を政治的社会化研究に提供する。こうした社会では、個人は、同一亀裂に包含される諸レベルの社会集団（家族などの第一次集団、学校、教会、結社などの第二次集団、間接的集団統制システムとしての環境）に取り込まれる傾向が強い。ヨーロッパ諸国はアメリカに比較して、下位文化の再生産メカニズム、ヘゲモニー文化への対抗や反抗だけでなく、家族・学校と政党、教会、青年組織との構造的な関連などが問われることが多い⁷⁾。結局、政治的社会化は、それぞれの国の政治文化に規定される。アメリカでは、高い社会的流動性の中で個人を政治の世界に心理的につなげる機能を政党帰属意識が果たす。イギリスでは、居住地、地域に歴史的に堆積した下位文化に埋め込まれている家族が政党の政治的前提を子供に伝達する。フランスでは、共和主義対教権主義によって軸化された左翼対右翼の政治家系に子供が分化して行く。オランダやベルギーでは、柱状化社会^{8a)}が政党のクリーヴィッジを築き、それぞれの政党への支持を子供の心に積み上げて行く。問われるべきは、子供時代に獲得された政治的態度の変化と持続の問題である。重要なのは、青年期、とくに青年後期であるのかもしれない（河田 2015, 86-91）。

子供時代に獲得された政治的態度の変化と持続が、「18歳選挙権」とどのように関係するのか、興味は尽きない。言えることは、子供時代に獲得された政治的態度は底流のようなものかもしれないが、残存するであろう。問題はそれが青年後期にどのように変容して行くかである。「18歳選挙権」はその際の一つの契機になるかもしれない。それは個人の成長過程とも関係するかもしれな

いが、大きく言えば、環境、すなわち、日本の政治文化の問題であろう。

そこで、ここでもう一度、人は政治にどうかかかわって行くか、すなわち政治参加の問題を政治的社会化の問題に続けて考えてみたい。

政治参加の研究に多大な貢献をしたアメリカの学者ヴァーバらは、政治参加を「政府の構成員の選定ないし彼らの行為に影響を及ぼすべく、多かれ少なかれ直接的に意図された、一般市民の合法的な諸活動」と定義している（河田 2015, 136。ヴァーバ, S. ほか1981, 56）。河田も言うように「合法的な諸活動」は少し問題である。昨今の安保法案は違憲であるという憲法学者がいたように、安保法案反対デモは違法であると政府が断定することがあるかもしれない。合法か、違法かは解釈によっては微妙な問題が生じる。河田によれば、合法／違法は今問わないとして、政治参加は、政府構成員の選択や彼らへの影響力行使に責任をもって関わる自発的な行為であり、単なる上からの動員とは異なる。こうした参加行為を通して市民は、「公共財や価値の配分に関する自己の選好を伝達し、政府の行動を市民の選好が矛盾をきたさないように圧力をかけ、政府の決定をコントロール」するのである（河田 2015, 136。蒲島, 1988）。政治学者蒲島によれば、S・ハンチントンとJ・ネルソンは政治参加をより厳密に以下のように定義した。i 政治参加は、実際の活動であって、政治的知識、政治的関心、政治的有力感などの心理的傾向は含まない。これらの政治心理的指向は、政治参加と密接に関連はしているものの、まったく同じではない。ii 政治参加とは一般市民の政治活動であり、官僚や政治家やロビイストが職業として行なう諸活動は含まれない。iii 政府に影響を及ぼすべく意図された活動に限られ、儀式的な政治参加や、活動の対象が政府ではない、例えば、民間労働者の賃上げ要求のためのストライキなどの諸活動は政治参加の中には含まれない。iv 政府の意思決定に影響を与えようとする行動であれば、その活動が実際に効果を及ぼしたかどうかに関係なく、政治参加の範疇に含まれる。v 自分自身の意思で行動する自主参加だけでなく、他者によって動員された動員参加も政治参加の中に含まれる。動員参加を政治参加の中を含めることについては議論の余地があるが、動員参加と自主参加の実証的な区別が難しいこと、すべての政

治システムにおいて動員と自主参加の両方が存在していること、動員参加も自主参加も政府の意思決定に何らかの影響を与えていることなどから、ハンチントンとネルソンは、動員参加も参加の範疇に含めるべきだと主張している（蒲島 1988, 3-4. Huntington & Nelson, 1976）。私見では、動員参加も政治参加の中に含めるべきだと思う。同じように、労働運動や社会運動も「政治化」することが往々にしてあるので、当初から、政治参加ではないとするのは適当でないような気がする。

最後に、政治参加は、民主主義ではとくに、市民による選好伝達的手段として主要な政治的行為となっている。参加を通して、市民は、政治リーダーに、要求、問題、選好を伝え、かつリーダーがこれに応答するように圧力を加えるのである。ところで、政治リーダーが、国民の選好を認知するにしても、活動家の見解から読み取るのと、例えば、国民全体の世論調査を行ない、その結果から読み取るのでは、違ったものになる。また、彼らの認知は、どの活動モードに敏感であるかによっても左右される（ヴァーバ, S. ほか 1981, 314-5）。まことに、「18歳選挙権」をはじめとする若者の政治参加は、日本において、日本の政治文化に深く関わっている問題であると言えよう。

さらに、政府と市民の関係に向けた次のような蒲島の見解は、今日の日本における政治光景の中で、大切な意味を持っていると思われる。蒲島によれば、政府のコントロールのほかに、政治参加は市民教育の場としても重要である。市民は政治参加を通して、よりよい民主的市民に成長すると言われている。市民は政治参加を通して、自己の政治的役割を学び、政治に関心を持ち、政治に対する信頼感を高め、自分が社会の一員であること、正しい政治的役割を果たしているのだという満足感を覚えるようになる。さらに、市民は政治参加を通して、政治システムへの帰属を高め、政治的決定が民主的に行なわれた場合、例えそれが自分の選好に異なっても、それを受け入れようとする寛容の精神を身につける。いわば、政治参加の過程で、市民は他人の立場に大きな配慮を払う思慮深い市民に育って行くのである。政府が政治参加を通して伝達される市民の選好に順応的に反応する時、また、市民が参加を通して国家と一体感

18歳選挙権について考える

を持った時、政治システムは安定する。逆に、拒否的に反応したり、市民が政府に著しい不信感を持つようになったりすると、政府と市民の間には緊張が高まって来る。政府の統治能力が低ければ低いほど、政治参加によって伝達される市民の選好に、政府が適切に応答できないので、政治参加を強権的に抑えようとする。物理的な強制力が十分高ければ、一定期間、国民の要求を抑えることは可能である。しかし、ある一定限度を越えると、ちょうど堤防が決壊するように、政治参加は一挙に噴出し、政府と市民の緊張関係はいっそう高じてくる（蒲島 1988, 5）。ただし、現代日本の政治状況は、政府と市民の緊張関係は高まっているようでもあるが、それほどでもないかのごとく、政府の専横がかなり許容されているように観察される。「18歳選挙権」が政府の主導で行なわれていることは、その象徴的な現われである。

日本経済新聞政治部次長佐藤賢はコラム「風見鶏」で次のように述べた。すなわち、2015年8月30日、国会周辺の安保法反対のデモに、主催者発表で12万人が集まった。印象に残ったのは若者より中高年の姿が目立ったことだった。安保法を成立させた院内（国会内）と、反対論が根強い院外（国会外）のズレ。選挙で代表を国会に送ることで、民意を国政に反映させる議会制民主主義はこのズレが生まれる。ズレが大きいほど不信が広がる（『日本経済新聞』、2015年10月11日）。私見を率直に述べれば、「定見を持たず、周囲の状況を眺めて都合のいい側にばかりつく」という意味で風見鶏的な観測だと思われる。すなわち、「印象に残ったのは若者より中高年の姿が目立った」ということを言いたいのではないかと思わせながら、「ズレが大きいほど不信が広がる」と言っているのは、国会内と国会外のズレのことだと結論をそこに持って行っているからである。

5. 政治不信とカウンター・デモクラシー

フランスの政治学者パスカル・ペリノーによれば、この20年間で、フランス国民は、他の先進諸国の国民に比べて、彼らの同国人、公権力、市場を信用していないという世論調査の結果が出ている、と言う。フランスの経済学者がと

くに指摘することだが、この不信は、公民精神の欠如を伴って、経済と福祉国家の機能というもっとも基本的な領域において、顕著に大きくなっているという。長期的な期間における社会的な態度の変容の研究は、公民精神 *civisme* と相互の信頼 *confiance mutuelle* が、第二次世界大戦後以降、ゆっくりと悪化していることを示している。すなわち、フランスは経済費用と社会費用の増大という悪循環に陥っている。ただ、信頼と公民精神の欠損は、経済学者たちの見解によれば、1950年代初頭から今日までの経済費用と社会的態度の間の関係を比較することによって、意味深く、また何時も、人々の雇用と収入の欠如に帰されてしまう。しかし、不信 *defiance* は経済費用だけの問題ではない。不信は、フランス人が国民としてともに幸福に生きようとする能力を、容赦なく消滅させつつある (Perrineau 2011, 47)。

この政治不信について、ペリノーは次のように述べたことがある。政治空間は、政治に対する不信感が上昇してゆくばかりとなっている。そこで、亀裂は、「統治の文化 *culture de gouvernement*」に従おうとする政党と、「反システムの文化」を発展させ、政治の拒絶を一般化し普及させる運動を政治的突破口にしようとする政党の間に起こる (Perrineau 2014, 107)。

「政治」は、数十年来、公共の福祉、審議、責任、よりよい社会に結びついた積極的なさまざまな含意をもった言葉であったが、今日では、多数の人たちにとって、無力、虚言、腐敗、心配を想起させる言葉となって来ている。一人の英国人の政治学者が「政治はなぜ嫌われるのか？」という問題に答えて、刺激的な一冊の書 (Hay, 2007. ヘイ, 2012) を著した。フランスは少しずつ本当の「政治不信の社会」になって来ている。「政治」の凋落にはさまざまな要因がある。市民をそれまで属していた集団から切り離す個人主義の力の上昇；ますます批判的で、消費者的で、臆面もない市民の増大；諸個人の孤立と政治的社会的参加からの撤退を意味する諸個人の「ソーシャル・キャピタル」の侵食……等々である。アルバート・ハーシュマンの範疇 (Hirschman, 1970. ハーシュマン, 2005) で考えれば、政治と制度の低落に直面して、市民はしばしばシステムからの全面的な退出という抗議の戦略を採用する。このインサイダー

（「統治の文化」）とアウトサイダー（「反システムの文化」）の亀裂は、多数の民主主義国家で決定的になっている。フランスでは、FN が反政治感情を所有していると自認している（Perrineau 2014, 159-61）。

FN は民主主義の機能不全をむさぼることによって成長して来た。フランスの歴史政治学者ピエール・ロザンヴァロンの言うように、「ポピュリズムとは、不手際な純粹政治 *politique pure de l'impolitique*, 完成した反政治, 絶対的な敵対政治である」（Rosanvallon, 2006）。したがって、FN がその体现者であるポピュリズムの政治は、民主主義の理念と手続きを邪な反転に近づけている真の病理なのである（Perrineau 2014, 169-70）。

ロザンヴァロンによれば、民主主義の理念は比類のない君臨をなしている。しかし、民主的であることを要求される制度の方は、いろんところで激しい批判を浴びている。このパラドックスの中に現代の大きな政治的問題がある。実際、政治指導者と制度への市民の信頼の低下は、政治学者たちが、この20年間以上にわたって、熱心に追求している問題である。国内あるいは比較政治の研究は、これについて明快な病状説明を行なおうとしている（Rosanvallon 2006, 9; do. 2008, 1）。

ロザンヴァロンによれば、現実の民主主義 *démocraties réelles* の歴史は緊張と抗争を含むものであった。だからこそ、民主的代議制統治の理論が選挙のメカニズムを通して繋ごうとしたのは、正統性と信頼であったことはあきらかである。正統性とは司法的な属性である。それは投票の純粹で議論の余地ない産物である。信頼はもう少し複雑である。それは、アメリカの経済学者ケネス・アロー（Arrow, 1974）のよく知られた定義の言葉を借りれば、ある種の「目に見えない制度 *invisible institution*」である^{8b)}。その機能は三つある。第一に、それは正統性の拡大の役割を果たす。すなわち、単なる正統性の手続き的なものに加えて、道徳的な面（広い意味での誠実）と実質的な面（共通善への関心）である。次に、信頼は時間的な役割も果たす。すなわち正統性の拡大は未来にまで続くのである。最後に、信頼は制度における儉約家である。それは証明や証拠のためのさまざまな手続きを必要としない（Rosanvallon 2006, 11-2;

do. 2008, 3-4)。

ロザンヴァロンは言う。もし、われわれが民主主義という経験の多様性を理解しようとするならば、われわれはこの現象の二つの側面を考えなければならない。すなわち、代表選出制度の機能と逆機能が一方にあり、政治不信の組織が他方にある。現在に至るまで、歴史学者と政治学者は前者の側面に主たる関心を持って来た。ロザンヴァロン自身も、この分野で、シチズンシップ、代議制、主権の制度の問題を一連の著作を刊行してきた^{8c)}。しかし、今や後者の局面が研究されるべきである、と彼は言う。たしかに、民主主義への不信については、公権力の拡大に対する抵抗の歴史、そしてそのような抵抗が引き起こす反動の問題、あるいは、市民の民主主義への不信と政治システムへの拒絶をめぐる社会学といったようなさまざまな研究がなされて来た。これらに関する行動の独特なかたちと対応は注意深く検討されなければならない。だが、これらの研究は、まだ、より一般的な構造枠組みに結びついていないし、自由で公正な世界に向けての闘争という文脈で、これらの現実を展望しようとする広大で漠然とした試みからは遠いということになる。したがって、ロザンヴァロンは、対照的に、不信という多面的な徴候を包括的な構造枠組みで捉えようとする。すなわち、政治不信の現状を体系的、整合的な方法でその特性を説明しようとする。要するに、政治不信の徴候を政治システムの成分であると理解するのである。ロザンヴァロンは、政治不信を、民主主義がいかに機能するかを理解し、民主主義の歴史と理論の理解を広げるための基盤として利用しようと考えている (Rosanvallon 2006, 12-3; do. 2008, 5-6)。

そこで、ロザンヴァロンは政治不信に焦点をあてながらカウンター・デモクラシーに戦略を定める。すなわち、彼によれば、カウンター・デモクラシーは本来的な政治形式として、理解され、分析されるべきである。民主主義における政治不信のインパクトは、信頼が崩壊している現代社会において、とりわけ重要である。自然科学的、経済的、社会的要因において、不信社会の到来が顕現している。自然科学的には、ドイツの社会学者ウルリヒ・ベックが彼の著書『危険社会』(ベック, 1998。Beck, 1992)でこの側面から明らかにした。ベッ

クは大異変と不確実性の今の時代では、工業とテクノロジーは、進歩よりも危険を伴って組織されているという。マクロ経済学のマネージメントに対する信頼も衰退している。さらに、社会に対する不信も付け加えなければならない。アメリカの政治哲学者マイケル・ウォルツァー Michael Walzer の言葉を借りれば、今日の「離反の社会 *société éloignement*」において、社会的信頼を確立するための物質的基盤はぼろぼろに崩れている (Rosanvallon 2006, 16-8; do. 2008, 8-10)^{9a)}。

ここで、「見張りの権力 *pouvoirs de surveillance*」について検討したい。最初に来るのは投票権、すなわち市民が彼らの指導者を選ぶ権利である。これは民主主義の原則のもっとも直接的な表現である。しかし、投票権は周期的なものであり、しかも選出された政権に正統性を与えたとしても、政権はたえず永久的な支配を続けようとする。人々は、すぐに、投票者への約束を守らせるには、投票による制裁では不十分であることに気付く。したがって、民主主義は常に「反権力 *contre-pouvoir*」を追求することによって、民主主義を訂正したり安定させたりしながら、活性化して行くのである (Rosanvallon 2006, 19; do. 2008, 12-3)。

「見張りの権力」の基本的な様式はいくつかの特色を持っている。まず、それらは永久的である (他方、選挙は散発的である)。次に、それらは組織のみならず、個人によっても行使される。第三に、それらは政府の行動に影響力を与える社会の権力を増大させて行く。これらの理由によって「見張りの権力」は栄えて行くのである。制裁と防止の社会権力は増大している。そして、これがロザンヴァロンが言うカウンター・デモクラシーに構造化される政治不信の基本的な形を構成している (Rosanvallon 2006, 18-20; do. 2008, 13-4)。

民衆の権力とは一つの拒否権力である。民主的な政府は委任とか正統化の手続きだけで決められるものではない。民主的な政府の構造は、相違する社会集団や経済的社会的勢力から噴出するいろんなタイプの拒否の永久の相克によって、基本的に決められて行く (Rosanvallon 2006, 22; do. 2008, 15-6)。

カウンター・デモクラシーのもう一つの形態は、民衆による裁判の到来であ

る。政治の裁判化はこの顕著な現れである。このようにして、市民は、投票箱から得られる失望よりも何らかの司法的プロセスから得られるものに希望を持っている。裁判化は、市民の要求に対して政府の対応が低下していることが背景になっていることに違いない (Rosanvallon 2006, 22-3; do. 2008, 16)^{9b)}。

結局、ロザンヴァロンは何を言おうとしているのか、ほんの些細な紹介しか出来なかったが、それなりに要約してみたい。彼によれば、民主主義現象の二側面を注視する。すなわち、代議制民主主義の表の機能と、代議制民主主義の形骸化に起因する政治不信に由来する裏の機能がある。ロザンヴァロンは後者をカウンター・デモクラシーという名で呼ぶ。カウンター・デモクラシーの三点にわたってその達成しようとするものを考察する。ひとつは「見張る権力」、次に「拒否の権力」、最後に「裁判の権力」である。それぞれ示唆に富む問題である。カウンター・デモクラシーはこれからの政治学の大事なテーマになって行くことであろう^{9c)}。

おわりに

政治学者の森脇俊雅は、かつて次のように述べた。「2007年に国民投票法が制定され、18歳投票制の導入が提起された。… (中略) …18歳投票制が盛り上がり、大きな課題とならないのは、なによりも当事者である若者たちが消極的だからである^{9d)}。… (中略) …背景には、日本では高校や中学校での政治教育が軽視され、政治に関する意見を述べたり、教養を深めたりする機会の乏しいことが指摘される。… (中略) …若者たちの政治への関心を高め¹⁰⁾、自覚を促すためにも18歳投票制を推進すべきと考える」(森脇 2014, 42)。

森脇の言うように、高校や中学校での政治教育が軽視されていることは、単なる教育だけの問題であることを超えて、日本の政治文化の質の問題になっていると思われる。18歳選挙権問題を契機として、日本の政治文化が、政治の貴重さということに対して認識を深めてゆくことをねがって、結論としたい。

1) 読売新聞社は、民法で20歳と定められている成人年齢の引き下げについて、郵送

18歳選挙権について考える

方式の全国世論調査を実施した。成人年齢を18歳に引き下げることには、「反対」が53%で、「賛成」の46%をやや上回った。反対する理由（複数回答）は、「18歳に引き下げても、大人としての自覚を持つと思えないから」の62%がトップで、「経済的に自立していない人が多いから」56%、「精神的に未熟だから」43%などの順だった。「反対」は20歳代で66%、30歳代で59%、40歳代でも57%となっていた。少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げることには、「賛成」が88%と、「反対」の11%を大きく上回った。また、現在、20歳から認められている飲酒や喫煙など6項目のうち、18歳から認めてもよいと思うものをいくつでも選んでもらうと、「飲酒」は23%、「喫煙」は17%にとどまった。その他は、「親の同意がない結婚」28%、「裁判員への就任」16%、「親の同意がない契約」13%、「競馬、競輪などの公営ギャンブル」10%で、「どれも認めるべきでない」が47%に上った。調査は2015年8月下旬から9月上旬に実施し、対象者3000人から1991人の回答を得た（『読売新聞』、2015年10月3日）。

- 2) 1970年前後に欧米諸国が選挙権年齢を18歳に引き下げた。また、日本でも、少年法に関して、法務大臣が、法制審議会に対して、18歳以上20歳未満の者を「青年」として18歳未満の少年とも20歳以上の成人とも異なる取り扱いをすること等の法改正の是非を諮問した。これを受けて、秋田大助自治大臣は閣議において「少年法の年齢引き下げと関連して、公職選挙法の投票年齢を引き下げる問題が論議を呼ぶと予想されるので、今後、関係省庁でも真剣に検討してもらいたい」と発言し、閣議も了承したことが、『読売新聞』1970年6月19日夕刊にも報道されている。これを機に、選挙権年齢を引き下げるべきではないかという議論が国会において盛んになった。その際、大きな論点となったのが、憲法第15条第3項が「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する」と規定していることについて、選挙権年齢と民法上の成年年齢が一致しなければならないか否かという点であった。学説上は、憲法上の「成年」と民法上の「成年」は、一致しなければならないものではないとされ、普通選挙の趣旨からは、憲法上の「成年」を民法上の「成年」より引き上げることは違憲であっても、引き下げることは立法政策上可能であるとされた。結局、選挙権年齢は、民法その他法体系全般との関係を十分考慮しなければならない点や、世論調査の結果においても、世論の動向は、必ずしも選挙権年齢引き下げを積極的に肯定しているとは見られない点などから、福田一自治大臣は慎重な姿勢を示し、法案の提出や、選挙制度審議会への諮問には至らなかった。1990年代後半になって、選挙権年齢引き下げの議論が再び活発化してきたが、これは、少子高齢化社会への対応、若者の政治教育、および世界的な潮流への同調などを目的としたものと言われている。国政選挙において、選挙権年齢の18歳への引き下げを公約・マニフェストに掲げる政党も多かったし、また、「Rights」など選挙権年齢引き下げを求める団体も存在していたが、結局、今日に至るまで実現しなかった（佐藤ほか 2008, 5-6）。

- 3a) 2015年3月23日投開票の出直し大阪市長選挙を前に、朝日新聞社と朝日放送が、3月15、16両日に実施した市内の有権者に対する電話による世論調査で、比較的若

い年代ほど、選挙への関心が低くなる傾向がうかがわれた。すなわち、出直し大阪市長選に「大いに関心がある」と答えた人は、2011年の前回市長選挙の57%から、今回は15%と大幅に下がった。年代別では、50歳代以上で、「大いに関心があると答えた人は二割前後だったが、それより若い年代では、一割前後だった。都構想の賛否は賛成32%、反対38%と割れた。年代別では、賛成が上回ったのは30歳代だけだった（『朝日新聞』、2014年3月18日）。

- 3b) 「シルバー・デモクラシー」については、池上彰が「池上彰の大岡山通信：若者たちへ」（73）で興味深い指摘をしている。すなわち、「県の将来を考えればサッカー場をつくるべきだが、次の選挙を考えればゲートボール場をつくらざるをえない」。ある県知事がこう発言したことがあるという。これがシルバー・デモクラシーの典型だと池上は言う（『日本経済新聞』、2016年1月11日）。私見では、シルバー・デモクラシーの分かり易い説明だと思うが、シルバー・デモクラシーの理解にせよ、批判にせよ、もっと本質的に深く問題を掘り下げる必要があると思われる。
- 3c) 片木淳は2013年の段階ですでに「18歳選挙権」について次のような期待を寄せていた。片木によれば、誰でもホームページなどを利用して選挙運動ができるようになり、政治への関心が高まる。とくに、フェイスブック、ツイッターといったソーシャル・メディアに親しんでいる若者の投票率の向上が期待される。少子高齢化で重い負担を背負うことになる若者たちが今後、ネット上で自らの意見を積極的に表明していけば、日本の政治の抜本的な改革につながる。ネット選挙の解禁を機に、選挙を所管する総務省や全国の選挙管理委員会は、若者をターゲットとした政治的テーマをタブー視しない選挙の啓発、いわゆる「主権者（有権者）教育」に積極的に取り組むべきだ（『日本経済新聞』、2013年4月24日、<http://www.nikkei.com>）。
- 3d) 2016年新春の日本の新聞各紙は、「18歳選挙権」実施の年に因んでか、18歳と選挙のキャンペーンを展開しているのが目につく。ここでは、その中から、フランスのパリ郊外（バンリュウ）に住む18歳の移民の例を紹介したい。セーヌサンドニ県ノワジールグランのサラ・バリット（18）は、2015年11月13日、フランスのパリ市街と郊外のサンドニ地区の商業施設において、ISの戦闘員と見られる複数のジハードイストのグループによる銃撃および爆発が同時多発的に発生し、死者130名、負傷者300名以上を生んだテロで、三年前の苦い思い出がよみがえった。アルジェリアからの移民で、スカーフで髪を覆う熱心なイスラム教徒の母と電車でパリに向かう途中、見知らぬ男性に「ここはお前たちの居場所じゃない。国に帰れ」とのしられた。都心に練り出す浮かれた気持ちが一瞬で凍り、恐怖と怒りに変わった。「パリでテロが起きた時、とても悲しかった。そして自分たちがテロリスト呼ばわりされるのではという恐怖が襲ってきた」。バンリュウの若者を代弁し、その声を発信するブログメディア『ボンディ・ブログ』もテロの直後、「私たちは二重に怖れる」という表題を掲げた。若者がテロと排外主義の双方の脅威にさらされているという告発だった。「フランスが白人の国で、バンリュウの若者が悪人だと思込んでいる人たちの偏見を改めたい」。バリットは二年前にフランス国籍を取得した。6月の大学資格試験で好成績をあげ、ジャーナリズムを専攻したいという。2015年

18歳選挙権について考える

10月、18歳になって一番嬉しかったのは選挙権を得たことだ。一票を投じ、移民排斥を訴える極右政党が政権に就くのを阻止したいという。自分のような移民家庭で育った若者を排除する力に抗い、自分たちの「居場所」を守ろうとしている（『朝日新聞』、2016年1月09日、<http://news.asahi.com>）。

- 3e) 宇野は「18歳選挙権」について次のように述べている。「投票を通じた政治参加に関し、若者の意識に大きな変化が生じているとの観察は、まだ見られない。おそらく安倍政権下で行なわれる2016年の参議院選に向け、各政党がどう新しい有権者にアピールしていくかと同時に、若者の側からいかなるイニシアティブが生じて来るか。18歳選挙権で「静かな革命」が本当に起きているのか見定めるため、そしてそれが安倍政権の将来にどんな影響を与えるかを結論づけるためには、いましばらく時間が必要であろう（宇野 2015, 83）。
- 4) 2016年夏の参議院選挙から選挙権年齢が「18歳以上」に引き下げられることを受け、文部科学省は、2015年10月5日、高校生の政治活動への参加を認める新たな通知案を明らかにした。学校外でのデモや集会への参加を条件付きで初めて認めることになった。通知の見直しは46年ぶりである。新通知案は、学校外の政治活動について、「生徒が判断して行なうもの」として原則として容認した。ただし、学校が、生徒自身や他の生徒の学業に支障が出るなどと判断した場合、禁止を含めた指導対象となるとした。違法行為や暴力的な活動につながる恐れが強いと判断した場合も、制限や禁止の必要があるとしている。校内での政治活動は、これまでと同様、部活動や生徒会活動の時も含めてすべて禁止する。放課後や休日も、学校施設の使用は、制限または禁止とする。教員に対しては、授業で、具体的な政治的事象について、議論を促す一方で、中立的な立場で指導するように求めている。高校生の政治活動については、文部省（当時）が、1969年に、「国家・社会は未成年者が政治的活動を行わないよう要請している」などと通知した。学校外でも「望ましくない」として来た。安保闘争や大学紛争が高校にまで広がり、一部で、授業妨害や学校封鎖が起きたことが背景にあった。しかし、学校の教員らが、そもそも通知の存在を知らず、安全保障関連法の反対デモに高校生が参加するなど、「実態に合わなくなっていた」（文科省担当者）。文科省は関係団体や有識者の意見を検討したうえで、各都道府県教育委員会などに新たな通知を出す方針であるという（『日本経済新聞』、2015年10月6日）。
- 5a) 政治解説者の篠原文也は「『18歳選挙権』を主権者教育の契機に」と提唱する。すなわち、「公共」の精神をいかに育てるかが主権者教育の眼目であり、それを推進する条件はこれ以上ないほど整っている、と言う。篠原によれば、主権者教育、とりわけ選挙教育を、日本に定着させるためには、二つのコラボレーションが不可欠である。まず、第一に、「学校・地域・家庭のコラボ」である。学校が重要な役割を果たすことは言うまでもない。主権者教育は、近未来の有権者である小中学生段階から流れを作り、「18歳」につなげてこそ、主権者教育は意味を持つ。次に、地域であるが、現在、「明るい選挙推進協会（明推協）」などが活発に選挙啓発ポスターなどを作ったりしているが、地域の中で、子供たちに、選挙の重要性や、主権

者意識を持つことの大切さを訴えて行くべきである。最後に、家庭であるが、親が子供を連れて、立候補者の街頭演説を聴きに行ったり、投票所に連れて行ったりすることも大切である。新聞やテレビなどの選挙報道を食卓で話題にすることも必要であろう。高校生や大学生になってから、「さあ主権者教育だ」といっても遅い。学校と家庭と地域の三位一体でコラボしながら、小・中・高と主権者教育を継続して行く流れを作って行かねばならない。第二に、選ぶ側と選ばれる側のコラボレーションである。篠原は各政党に「子ども向けの政策集（子どもマニフェスト）」を作成するように主張してきたと言う。現在では、自民、公明、民主の主要三党の間に「子どもマニフェスト」が定着して来た。2015年4月の統一地方選挙では、各種選挙のほとんどで軒並み投票率が過半数を低下した。若者の政治、選挙への関心が低い中、18歳に選挙権を引き下げれば、さらに投票率が下がる要因にもなりかねない。さらに、この地方選挙で顕著だったのは、無投票当選が非常に多かったことがある。道府県議員選挙では21.9%が無投票当選である。政治家や候補者のなり手がいないという、深刻な問題も浮き彫りにした。現在の有権者である大人が「観客民主主義」に陥らず、選挙や政治、社会に対する関わり方の見本を子供たちに示して行く必要がある（篠原 2015, 70-5）。

5b) 作家の羽田圭介（30歳）は、2015年、80代の祖父を介護しながら暮らす28歳の男を主人公にした『スクラップ・アンド・ビルド』で芥川賞を受賞した。この小説の主人公は、すべての選挙に真面目に行き、国民年金の保険料も払っていたが、老人に有利な社会保障システムに怒って、保険料の支払いを止めてしまう筋書きであるが、羽田は次のように述べる。「今、僕の還暦を過ぎた両親が90代の母方の祖母を介護している。老々介護に近いその姿を見ていると、利害の対立する世代や相手とかかわりあわないで、つまり身体性を介さないまま、強気の意見を言う風潮がはびこっていることに疑問を感じている」と。さて、羽田は18歳選挙権について次のように発言している。「選挙権が拡大されて必要なのは、ジャーナリズムが、政治家に対する監視の目を強めること。政治を勉強する余裕がない若い世代は、本当に実行されるか分からないマニフェストを選挙の直前に見て、投票するしかないのが実際だろう。政治家は本当のことを言っているのか。政治の裏側で国民の意思に反したことが進められていないか。権力や世間の批判を恐れない報道がなされないと、若い世代は政治に失望してしまう」（『読売新聞』、2016年1月13日）。私見によれば、現代日本の今ほどジャーナリズムの立ち位置が問題になっていることはないと思われる。その意味で、「権力や世間の批判を恐れない報道がなされないと、若い世代は政治に失望してしまう」という発言は貴重である。

5c) 在特会とは、朝鮮人が、通名使用や生活保護受給などの特権を得ており、その背景には「日本＝悪」とみなす自虐史観がある、と主張する市民団体のことである。2006年末に結成され、2009年ごろから街頭での行動を活発化させた。京都の朝鮮学校の授業を妨害した事件などで逮捕者を出している。会員数は公称約1万4千人（『朝日新聞』、2013年8月10日。https://kotobank.jp/word/）

6) アメリカでは、建国当時に、各宗派がほぼ互角の勢力を有していたので、政府は

18歳選挙権について考える

この状態を尊重し、「政教分離」を憲法に規定した。フランス革命後の教会と国家の対立的分離とは違った「友愛的分離」の下に、「宗教の精神」と「自由の精神」の結合が公的生活を非宗教化し、「宗教の平穏な支配」をもたらした。特定の宗派を超えた国民統合を果たす宗教的政治的文化をベラーは「市民宗教」と名付けた（河田 2015, 87. ベラー, 1983）。ベラーによれば、今日でも、宗教共同体が、その複雑な多様性にもかかわらず、アメリカ社会の主要な道徳的源泉として踏みとどまっている。もう一つの大きな遺産は、共和制的伝統の中に根ざしている。アメリカ国民の間には、活発な政治的自発性というものが依然として顕著に見られる（ベラー 1983, 8）。

- 7) イギリスの総合制学校型の公立学校には、多くの労働者階級の子供が通う。彼らは親の階級を脱出するために業績主義に挑んだ。しかし、ミドル・クラスの標準の学校文化に適合出来ず、管理や権威の支配に「落ちこぼれ」として、自らの労働者階級文化を対抗させる子供たちも多かった。イギリスの文化社会学者ポール・ウィリス Paul Willis は、そうした抵抗文化を明らかにすると同時に、それが既存の階級的不平等の再生産につながるメカニズムを活写した（河田 2015, 87. ウィリス, 1985）。ウィリスは次のように言う。労働者階級の反抗的な若者たちに対する学校教育本来の取り組みについては、どのようなことが言えるだろうか。生徒の反抗は、個々の教員の授業スタイルや教科内容に対してというよりは、むしろ学校というもののたたずまいや教育関係の枠組みに対してむけられている。真の論点は、学校教育という場で生起する階級対立にあり、労働力の再生産過程にあり、総じて文化と社会の再生産過程にあるはずである。ひるがえって、生徒の側について言えば、労働者階級の子供たちが自己表現の能力を高め、シンボル操作のしっかりした技量を身に付けることがなければ、およそ労働階級の成長もあり得ない（ウィリス 1985, 438-9）。
- 8a) 十九世紀末から1960年代に至るオランダでは、カトリックとプロテスタントの両宗派勢力が、政党から労働組合、新聞、放送局、学校に至るまで系列組織化を進めた。この宗派別の独自の社会集団は、それぞれ柱状に並列していることから「柱 zuil」と呼ばれ、信徒は日常生活のほとんどをこの「柱」の中で送ることが出来たといわれている。この「柱」が併存し、鋭いクリーヴィッジが社会の内部に走っているかに見えるオランダで、どうして民主主義の維持が可能なのか。この問題意識から「多極共存民主主義」論を生み出したのが、オランダ生まれのアメリカの政治学者アレンド・レイプハルト Arend Lijphart である。レイプハルトによれば、オランダの「柱」に属する人々は各々の独自の世界観を有し、「柱」相互に鋭い緊張と対立が走っているため、内戦の一步手前の状況にあった。しかし、オランダには、自らの属する「柱」の利害を越え、民主主義の維持のために、相互の妥協と合意によって、政治を進めて行くエリートが存在し、彼らが大連合政権や争点の非政治化といった手法を多用することで、高度の政治的安定が支えられて来た、とする（水島 2001, 16-7）。
- 8b) 「見えない制度」についてケネス・J・アローは次のように言っている。ア

ローによれば、政府や企業以外にも、数多くのさまざまな組織がある。しかし、それらのすべては、政党、革命運動、大学、教会などその如何を問わず、集团的行動を必要とし、および非市場的方法による資源配分を必要とするという共通の特徴を持っている。そのうえ、さらにもう一組の制度がある。それらは目に見えない制度であって、実は、倫理や道徳の原則である。倫理や道徳をとらえる一つの見方は、これらの原則は意識的であるにせよ、あるいは多くの場合には無意識的であるにせよ、相互の利益をもたらすような協定であるという考え方である。互いに他人を信頼するという協定は、買えるものではない。のみならず、一緒に働きましょうという契約にサインしたとしても、相互信頼を常に非常に簡単に達成できるわけではない。社会はその進化の過程において、他人へ一定の配慮を払うことに関する暗黙の協定を発展させて来た。そのような協定は、社会の存続にとって不可欠であり、少なくとも、その働きの効率性に大いに貢献する（アロー 1999, 21-2。Arrow 1974, 26）。

- 8c) 著者自ら三部作と呼ぶこれらの著書は、『市民の聖別式』(Rosanvallon, 1992), 『見つからない人民』(do., 1998a), 『未完成の民主主義』(do., 2000) である。
- 9a) 「普通選挙の共和国が意味することは何よりも分断のない社会を追求することである」(Rosanvallon 1994)。
- 9b) マスメディアの対応も重要である。ロザンヴァロンによれば、メディアは民衆と権力の間に立って、証人となったり、代理人になったりする。また、メディアは腐敗の暴露者であり、退廃者を仲介し、可能性の指示者でもある (Rosanvallon 1998b)。
- 9c) 『朝日新聞』はかなりの紙面を割いてロザンヴァロンの談話を掲載している。ここでは、その一部を紹介しておきたい。ロザンヴァロンは次のように発言している。「人々は、政治の世界が社会をちゃんと代表していない、社会からの言葉に耳を傾けていない、と感じています。自分たちの言葉を届けるには投票以外の方法も必要だと意識しています」。「カウンター・デモクラシーは政府を牽制したり監視したり批判したりといった機能を担います。たとえば、政策への抗議のデモだとか、権力を批判し監視する NGO などもそれにあたります」。「選挙での投票は、期待通りに行動してくれそうな人への『信頼』を表明すること。カウンター・デモクラシーは『不信』感を通して、制度に一種の試験をすること。民主主義は二本の足で立つ。一つは『信頼』、もう一つは『不信』。前者を代表制が、後者をカウンター・デモクラシーが引き受けるのです」(『朝日新聞』, 2015年4月1日)。
- 9d) ここでは、世代間格差から問題を提起する高橋亮平の見解を紹介しておきたい。高橋によれば、今の日本でもっとも不況のあおりを受けて苦しんでいるのは、若者世代である、と言う。世代間格差は「将来」の問題であると同時に、「今ここにある危機」でもある。その危機が脇に置かれてしまうのは、今の日本がいわゆる「シルバー・デモクラシー（高齢者民主主義）」に支配されているからである、と言う。そこで、高橋はシルバー・デモクラシーの現状を次のように把握する。すなわち、2007年の参議院議員選挙の際には、0～30歳代の人口は、全体の44.9%を占めてい

18歳選挙権について考える

るにもかかわらず、総投票者数に占める割合は、わずか23.5%であった。一方、60歳以上の高齢者の人口割合は28.1%であるのに対して、投票者数の割合は40.4%にも上る。20歳未満の国民に投票権がないとはいえ、若者の発言力は極端に小さいといえる。国会議員にもシルバー・デモクラシーの構造が現れている。0～30歳代の国会議員は8.8%、60歳以上の高齢者の国会議員は41.0%を占めていた。以上、有権者のレベルでも、国会議員のレベルでも高齢者が「数」の面で強い政治力を持っている。そして、日本を脅かすシルバー・デモクラシーはこれから本番である。推計によると、投票者数に占める20～30歳代の若者の割合は、2020年に18.1%、2030年に16.7%、2040年に15.3%、2050年には14.0%まで低下する。一方、60歳以上の高齢者の投票者数割合は、2020年に46.7%、2030年に49.2%、2040年に54.6%、2050年には56.6%である。今から30年後には、有権者の過半数を60歳以上が占めることになる。したがって、シルバー・デモクラシーから来る世代間格差を解消して行くためには、「ユース・デモクラシー（若者民主主義）」の構築が不可欠である。ユース・デモクラシーを構築するために、まずは全体を包括する「若者参画基本法」の制定を、高橋は、2010年に、提唱した。高橋によれば、若者参画基本法の柱となるのは次の四つである。i 選挙によって若者の声を政策決定に反映する仕組みの構築、ii 政治に若者の声を反映するため政界に世代代表を送る仕組みづくり、iii 若者世代が政治に直接参画する仕組みの実現、iv 政治教育の充実、である。選挙権年齢を引き下げただけで、ユース・デモクラシーの実現が近づくかといえば、そんなことはない。今の日本が、シルバー・デモクラシーに支配されている背景には、若者自身の責任もある、と高橋は言う。若者世代は、有権者数が少ないだけでなく、「投票率」も低い。これが高まらない限り、せっかく選挙権年齢が引き下げられても、若者と高齢者の投票数の差は縮まらない（高橋 2010, 124-42）。以上で高橋見解の紹介は切り上げるが、私見では、単刀直入に言えば、若者は損ばかりしているわけではない。シルバー・デモクラシーが守勢に回っている面もある半面、ユース・デモクラシーが攻勢に出ていないのは、シルバー・デモクラシーが強固だからというわけではない。ユース・デモクラシーが劣勢に見えるのは、成員の数だけの問題ではないだけでなく、主体性の問題でもないように思える。結局は、それは制度の問題だけではなく、全体としての、政治・社会・文化の問題であると考えたい。

- 10) 例えば、政治学者品田裕は、「投票に不安を持つ若者への対策は？」と聞かれて、「『ボートマッチ』という有権者や政党との考え方の一致度を測定するインターネットサービスがあります。現在、欧州諸国の多くで導入され、活用され、日本にも似たサービスがあります」と答えている（品田 2015, 18）。「日本版ボートマッチ」（<http://votematch.jp/>）を始めとして各新聞社の「ボートマッチ」があるが、ここでは、若者の選挙行動という観点から「学生団体 ivote 関西」に注目したい。この団体の問題意識は、「未来はみんなで作る。若者だって未来を作る担い手です」というメッセージを届けるため、「学生団体 ivote」は原田謙介によって東京に創設されたが、それから7年目の2014年4月、さらなる活動をめざして関西に設立されたところにある。原田謙介（29歳）の発言が『読売新聞』に掲載されている。それ

によれば、原田は、「Youth Create」代表として、若年層の政治参加拡大に取り組む。文部科学省などが2015年9月、高校生向けに作った主権者教育副教材の作成に協力した、となっている。原田は次のように発信している。「世界に例のない少子高齢化社会を迎え、若者世代の負担は確実に増して行く。次世代を担う若年層には、社会の一員として力を発揮してもらうことが不可欠だ。社会のことをきちんと考える人を育てる。18歳選挙権をそのきっかけとしたい」。「安全保障法制などをきっかけに、民主主義のあり方も議論されるようになった。若者には多数決だけが民主主義ではないことを知ってもらいたい」（『読売新聞』、2016年1月13日）。

参 考 文 献

- 荒牧 央 (2015), 「政治」, NHK 放送文化研究所 (編), 『現代日本人の意識構造』, NHK 出版, 79-108頁。
- 井田正道 (2003), 「18歳選挙権に関する考察」, 『政経論叢』71巻5-6号, 141-65頁。
- 宇野重規 (2005), 「安倍首相の意向? 18歳投票権は政治を変えるきっかけになるのか」, 『Journalism』, 10月号, 76-83頁。
- 蒲島郁夫 (1988), 『政治参加』, 東京大学出版会。
- 河田潤一 (2015), 『政治学基本講義』, 法律文化社。
- 京極純一 (1968), 『政治意識の分析』, 東京大学出版会。
- (1986), 『日本人と政治』, 東京大学出版会。
- 佐藤 令ほか (2008), 『主要国の各種法定年齢: 選挙権年齢・成人年齢引下げの経緯を中心に』, 国立国会図書館調査及び立法考査局。
- 篠原文也 (2015), 「『18歳選挙権』を主権者教育の契機に」, 『潮』7月号, 70-5頁。
- 品田 裕 (2015), 「選挙権の20歳から18歳への引き下げでどう変わる?」, 『風 (神戸大学広報誌)』Vol. 05 (7月), 18頁。
- 杉田 敦 (2013), 『政治的思考』, 岩波新書。
- 高橋源一郎/SEALDs (2015), 『民主主義ってなんだ?』, 河出書房新社。
- 高橋亮平 (2010), 「ユース・デモクラシーの構築」, 城繁幸ほか, 『世代間格差ってなんだ: 若者はなぜ損をするのか?』, PHP 新書, 121-76頁。
- 田中愛治 (2003), 「選挙と政治参加」, 久米郁男ほか編, 『政治学』, 有斐閣, 461-82頁。
- 田中善一郎 (2005), 『日本の総選挙1946-2003』, 東京大学出版会。
- 野田昌吾 (2015), 「誰が投票に行かないか——選挙から見た自由民主主義の現在——」, 『立命館大学 政策科学』22巻3号, 95-114頁。
- 日野原重明 (2015), 「『18歳から選挙権』を考える」(上)・(下), 『朝日新聞』, 6月6日, 13日。
- (2014), 『十代のきみたちへ——ぜひ読んでほしい憲法の本』, 富山房。

18歳選挙権について考える

- 水島治郎 (2011), 『戦後オランダの政治構造——ネオ・コーポラティズムと所得政策』, 東京大学出版会。
- 三宅一郎 (1990), 『政治参加と投票行動：大都市住民の政治生活』, ミネルヴァ書房。
- 森脇俊雅 (2014), 「日本の選挙制度について」, 『法と政治』, 65巻1号, 14-49頁。
- 吉田 徹 (2014), 『感情の政治学』, 講談社。
- (2015a), 「〈始まりの政治〉」, 『世界』 2月号, 76-82頁。
- (2015b), 「地方自らが政策を立案する時代」, 『潮』 5月号, 42-7頁。
- (2015c), 「若者の政治参加」, 『デジタル版イミダス2015』, 集英社。
- (2015d), 「『戦後』に対する危機意識を機に日本でも活発化する街頭の民主主義」, 『Journalism』 12月号, 14-21頁。
- アロー, ケネス・J. (村上泰亮訳) (1999), 『組織の限界』, 岩波書店。
- ヴァーバ, S. ほか (三宅一郎ほか訳) (1981), 『政治参加と平等：比較政治学的分析』, 東京大学出版会。
- ウィリス, ポール (熊沢誠・山田潤訳) (1985), 『ハマータウンの野郎ども』, ちくま学芸文庫。
- ダール, ロバート・A. (高島通敏・前田脩訳) (2014), 『ポリアーキー』, 岩波文庫。
- ハーシュマン, アルバート (2005) (矢野修一訳), 『離脱・発言・忠誠：企業・組織・国家における衰退への反応』, ミネルヴァ書房。
- ヘイ, コリン (吉田徹訳) (2012), 『政治はなぜ嫌われるのか：民主主義の取り戻し方』, 岩波書店。
- ベック, ウルリヒ (東廉・伊藤美登里訳) (1998), 『危険社会：新しい近代への道』, 法政大学出版局。
- ベラー, ロバート・N. (松本滋・中川徹子訳) (1983), 『破られた契約：アメリカ宗教思想の伝統と試練』, 未来社。
- Arrow, Kenneth J. Arrow (1974), *The Limits of Organization*, New York, Norton.
- Beck, Ulrich (translated by Mark Ritter) (1992), *Risk Society: Towards a New Modernity*, London, Sage.
- Greenstein, Fred I (1965), *Children and politics*, New Haven, Yale Univ. Press.
- Hay, Colin (2007), *Why We Hate Politics*, Cambridge, Polity.
- Hirschman, Albert O. (1970), *Exit, Voice, and Loyalty: Responses to Decline in Firms, Organizations, and States*, Cambridge, Mass., Harvard University Press.
- Huntington, Samuel P. & Joan M. Nelson (1976), *No Easy Choice: Political Participation in Developing Countries*, Cambridge, Harvard University Press.
- Hyman, Herbert H. (1959), *Political socialization: A Study in the Psychology of Political Behavior*, New York, Free Press.
- Isabel Reynolds (2015), “Japan Lowers Voting Age to 18 Amid ‘Silver’ Surge at the

- Polls”, *Bloomberg Business*, June 17 (<http://www.bloomberg.com/news/articles/2015-06-17/japan-lowers-voting-age-to-18-amid-silver-surge-at-the-polls>).
- Perrineau, Pascal (2011), “Defiance Politique?”, in présenté par Olivier Duhamel et Edouard Lecerf, *L'état de l'opinion*, Paris, Seuil, pp. 47-60.
- (2014), *La France au Front*, Paris, Fayard.
- Rosanvallon, Pierre (1992), *Le Sacre du citoyen : Histoire du suffrage universel en France*, Paris, Gallimard.
- (1994), “The republic of universal suffrage”, in edited by Biancamaria Fontana, *The invention of the modern republic*, Cambridge, Cambridge University Press, 192-205.
- (1998a), *Le peuple introuvable : Histoire de la représentation démocratique en France*, Paris, Gallimard.
- (1998b), “Les utopies régressives de la démocratie”, in Daniel Cohen et al., *France : Les révolutions invisibles*, Paris, Calmann-Lévy.
- (2006), *La Contre-Démocratie : la politique à l'âge de la défiance*, Paris, Seuil.
- (translated by Arthur Goldhammer) (2008), *Counter-democracy : politics in an age of distrust*, Cambridge, UK, Cambridge University Press.
- et Patrick Viveret (1977), *Pour une nouvelle culture politique*, Paris, Éditions du Seuil.

本稿は、2015年9月11日、吹田市文化会館小ホールで開催された、吹田市明るい選挙推進協議会・吹田市選挙管理委員会主催の「白バラ講座～18歳選挙権について考える～」における基調講演の講演原稿に加筆した内容になっている。